

令和8年加美町議会第1回定例会会議録第3号

令和8年2月25日（水曜日）

出席議員（15名）

1 番	田 中 草 太 君	2 番	早 坂 潔 君
3 番	今 野 清 人 君	4 番	佐 藤 圭 介 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	早 坂 忠 幸 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	伊 藤 淳 君
13 番	米 木 正 二 君	14 番	高 橋 聡 輔 君
15 番	味 上 庄一郎 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機対策課長	早 坂 卓 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	西 山 千 秋 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君
森林整備対策室長	後 藤 勉 君
商工観光課長	阿 部 正 志 君

建 設 課 長	村 山 昭 博 君
高齢障がい福祉課長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
こども家庭センター所長	相 澤 育 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総務課参事兼課長補佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼総務係長兼 議 事 調 査 係 長	尾 形 智 弘 君
主 事	鈴 木 智 史 君
主 事	千 葉 奏 衣 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議案第 5号 加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定について

- 第 4 議案第 6 号 加美町区長等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8 号 加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について
- 第 8 議案第 10 号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 加美町子育て応援出産祝金支給条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 加美町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 加美町都市公園条例の一部改正について
- 第 12 議案第 14 号 加美町道路占用料等条例の一部改正について
- 第 13 議案第 15 号 加美町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 14 議案第 16 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 15 議案第 17 号 令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 16 議案第 18 号 令和 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 17 議案第 19 号 令和 7 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 18 議案第 20 号 令和 7 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 21 号 令和 7 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 議案第 22 号 令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 21 議案第 23 号 令和 8 年度加美町一般会計予算
- 第 22 議案第 24 号 令和 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 23 議案第 25 号 令和 8 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 24 議案第 26 号 令和 8 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 25 議案第 27 号 令和 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 26 議案第 28 号 令和 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 27 議案第 29 号 令和 8 年度加美町霊園事業特別会計予算

第 2 8 議案第 3 0 号 令和 8 年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第 2 9 議案第 3 1 号 令和 8 年度加美町下水道事業会計予算

第 3 0 議案第 3 2 号 令和 8 年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 0 まで

午前10時00分 開議

○議長（味上庄一郎君） 皆様、ご起立ください。

おはようございます。

ご着席願います。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番伊藤 淳君、13番米木正二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告8番、5番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、今回、大綱2問について一般質問をさせていただきます。

まず1問目ですけれども、部活動の地域展開について、教育民生常任委員会では昨年12月に町内中学校のPTAの役員の方々と2つの中学校の先生方との意見交換会を開催いたしました。導入に当たり、混乱が続く部活動の地域展開について、ご意見やご要望をいただいたところであります。

施政方針では「その実情を踏まえ、部活動の地域展開については令和9年度の実施を目指しておりましたが、本町の目指す方向性や在り方について熟慮を重ねた結果、原点に立ち返り、子どもたちにとってよりよい地域展開が図られるよう、改めてスポーツ関係団体、文化芸術団体等と丁寧な協議を重ねながらご理解とご協力を賜るよう努めてまいります」とあります。

それで、以下の点について伺います。

- ・「原点に立ち返り」とは。
- ・目指す実施時期は。
- ・リーフレットの内容と変更に対する対処は。

- ・保護者や関係団体への説明は。
- ・検討する委員会と構成は。これは現時点での検討する委員会の構成メンバーということでございます。
- ・担当部署と担当の見直し。
- ・再検討するまでの期間の対応。
- ・新年度の部活動の状況に応じた対応はということで、よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

早坂議員からは部活動の地域展開についてのご質問をいただきました。

様々この問題に関しましては早坂議員も含めまして多くの議員の皆様にご心配をおかけしていること、まず申し訳なく思っております。

それで、施政方針にもありましたとおり、私も述べさせていただいておりますが、改めて質問をいただきましたことについて順次お答えさせていただきたいと思います。

初めに、「原点に立ち返りとは」ということについてお答えさせていただきたいと思います。

原点に返るとは、加美町の中学校における部活動の地域展開の方向性や在り方を改めて検討していきたいということになります。

検討するに当たりまして、昨年12月、国から新たなガイドラインが策定され、令和8年度からの6年間で部活動の地域展開を着実に進めるための具体的な道筋が示されました。それを参考にしつつ、ここが大切ですが、加美町に合った、よりよい地域展開にすべく、それを考える準備委員会や推進協議会の構成や組織体制を改めて見直したいと考えております。そして、地域展開の実施時期や費用負担の在り方など細かいところの制度設計をしっかりと練り上げていかななくてはならないと考えております。

このことから、令和8年度以降の事業につきましては改めて関係団体と丁寧な協議を重ねながら進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の目指す実施時期はについてお答えさせていただきます。

加美町ではこれまで令和9年度から休日の学校部活動は原則実施せず、休日の地域クラブ活動の完全実施を目指してまいりました。しかしながら、休日の地域クラブ活動の完成形に至るまで十分に時間をかけて関係団体等と協議を行い、合意形成を図りながら地域クラブの認定を

進めていきたいと考えております。可能なところから着実に取り組んでまいります。完全実施の時期もその中で、歩きながらになるかもしれませんが、決めていきたいと考えております。

次に、3点目のリーフレットの内容と変更に対する対処と4点目の保護者や関係団体への説明について答えさせていただきます。

これまで様々な機会に学校部活動の地域展開について説明やお知らせをさせていただきましたが、今後のことにつきましては、体制等の見直しを行い、改めて関係団体と協議を行いながら進めていきたいと考えております。このため、これまでの説明から変更となる点も出てくると思いますので、今後のことにつきましては、決まり次第、丁寧にご説明をさせていただければと考えております。

次に、5点目の検討する委員会と構成、6点目の担当部署と担当の見直しについてお答えさせていただきます。

令和8年度の担当部署は、引き続き教育総務課で行いたいと考えております。一方で、先ほどの答弁と重複しますが、今年度中に地域展開を考える準備委員会や推進協議会の構成、組織体制の見直しを行いながら、地域展開を円滑に進めるために全体的に見直しを図っていききたいと考えております。

7点目の再検討するまでの期間の対応はという問いに関しましては、今年度中に関係団体と協議、検討の場を設けさせていただきながら、令和8年度以降の地域展開に関する対応について決めていきたいと考えております。一方で、令和8年度については、教育委員会が主体となってスポーツ関係団体や文化芸術団体と連携し進めていきたいと考えております。

最後に、8点目の新年度の部活動の状況に応じた対応については、今後の協議の中で決めていくことになりますが、令和8年度は国の方針を踏まえつつ、加美町が主体となって学校や地域の実情に応じ可能なところから少しずつ進めていけるよう柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは再質問させていただきますが、かなり私が予定していた再質問に対して町長から答弁ありましたので、一部重複するところがあるかもしれませんが、確認も含めて再質問をさせていただきます。

まず部活動の地域移行に関して、令和5年に教育委員会とスポ少とかみジョイが三位一体となってやるという合意がなされたわけですが、その後、いかなる理由があったか分かりませんが、いつもの間にか二者間で進められ、暗礁に乗り上げてしまったというのが現状かと思

います。そのような中で、今回、町長自らが問題解決に取り組まれた姿勢に対して、まずもって敬意を表したいと思います。

それで、先ほどの答弁で「白紙に戻して」という表現がありましたけれども、白紙に戻してというのは、令和5年の中では教育委員会とスポ少とかみジョイが三位一体の合意がスタート地点にあるわけですが、それまでも見直すのか、その体制は維持したまま、それ以降についていろいろ見直しを進めるという意味なのか、そこについてまず確認をしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 質問ありがとうございます。

これは教育委員会ともいろいろこの期間、話し合いをさせていただいておりますけれども、その三位一体、教育委員会と、そしてスポ少とかみジョイとの三位一体というところまで立ち返らせていただいて、リスタートを切らせていただければと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） できるだけ、今回、町長を答弁者にとということで、施政方針についてでありますので、大局的なところで考えを質問いたしますので、極力、町長に答弁をお願いしたいと思うんですが、これも一部触れておりますけれども、これまで既存の委員会が2つあったわけですが、その委員会と構成メンバーも見直すということでいいのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） そのように考えております。適切に協議させていただきまして、先ほどの三位一体ということでありましたので、その原点、それをベースに構成メンバーということをもう一度再検討させていただきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 12月の定例会でも部活動の地域移行について一般質問させていただきましたが、国では令和13年度、先ほども一部ありましたけれども、スポーツ庁長官の考えもいろいろ変化してきております。全国統一した形ではなかなか難しいというところで見直すべきではないかということで、提言といいますか、お話をさせていただいたわけですが、なかなかその段階では聞き入れてもらえませんでした。

その後、この問題について、PTAの役員の方々や鳴峰中と中新田中学校の両先生方と教育民生常任委員会として意見交換会を実施いたしました。その中で、PTAの役員の方々はこのことに関して既に町も議会も了承しているんだなと誤解されている状況も中にございました。

また、具体的には、今度は習い事と同じだから指導料を負担してもらいますという話があったわけですが、保護者は指導料の問題であるとかユニフォームの負担をどちらでするんだと。保険が二重加入になるんですけれども、その辺の問題等、いろいろ質問とかそういうことがあったわけですが、まだまだ十分に説明ができていない部分であるとか、誤解を招くような説明があったりして、いろいろと不確定の問題が多々あったなと感じているところであります。

そのような状況を踏まえると、先ほどこれも答弁の中にありましたけれども、令和9年度実施に向けてというのは難しいと思うんですけれども、先ほどは令和8年度にいろいろやる中でということで、現段階では令和9年度なのか令和10年度なのかというのは難しい判断かと思うんですけれども、とにかく令和8年度からの移行は、私は12月のときにも無理だと思ったんですけれども、その考えを確認したいと思うんですが。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

12月のときも同じだったかもしれませんが、早坂議員から数々の部活動の地域展開に関する課題、詳細な課題を列挙していただきました。私たちとしまして、改めてそのような課題というものをしっかりと受け止めて、一つ一つを解決していくには、これは当然ですが、町、そしてそれをお願いするようなスポ少、かみジョイも含めて、それ以上にPTAの方々、学校関係の方々、多くの方々の合意形成を行っていかねばいけないと改めてしっかりと認識した次第でございます。

さらには、将来的に保護者の方々の負担増が見えるような状況、読めるような状況になっている上で、これ以上、保護者の方々の負担増というのはあってはならないと、これは私見でございますけれども、思っておりますので、もしかしたら将来的には町がそれをバックアップするような体制も取らなければいけないといったような様々な諸課題が生じております。ですので、改めまして、令和8年度、来年度ですね、そういう細かなところまで含めて課題を一つ一つクリアしていく時間に充てたいと、そのように考えております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） これは中学校の先生方から出た意見なんですけれども、私も同感なんです。鳴峰中学校では既に昨年11月から、中新田中学校においては今年4月から部活動が任意加入になるわけですが、鳴峰に関しては年度途中ということもあってそんなに動きはなかったようですが、今度、中新田中学校が4月からということで、お互いに新しい中学1年生が入学してくるわけですが、部活動の登録状況を見たときに、場合によっては統廃合を見直す必要

が出てくるかもしれませんので、そのような登録の人数とかそういう状況を踏まえて、それも今後、令和8年度に進める中の検討材料にすべきだと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご指摘のとおりかと思います。

任意加入ということになってきますと、私もこれはまだ想像の中でしかお話しすることができませんが、これまでと違って部活動の登録が、例えば運動にしても文化活動にしてもどちらでもいいんですが、激減する可能性もあるかなと思っております。となりますと、展開していく上において、それを受け入れてくださるような既存の各種スポーツ団体において、またはそれぞれ鳴峰中と中新田中学校のこれまで既存の部活動で2つだったものを1つにしなければいけないのではないかとといったような動きも出てくるかと思っております。ですので、これを最初から決めつけではなく、そういうような状況に応じたフレキシブルな対応というのもしっかりしていかなければいけないのかなと、そういう意味での少し時間も欲しいよねといったように私は感じておりますので、繰り返しになりますが、令和8年度はそういうような状況、推移も見ながらといったようなことも含めて考えていかなければならないと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 大崎市とかは既に任意加入になっているんですけども、部活に入らないで例えば塾とか習い事、ほかにも通ったりしている子どもたちも結構います。ましてや本町は、この間も出ましたように、鳴峰中もそうですけれども、統合したとはいえ、生徒数はこれからも、中新田中学校もそうですけれども、小学校が今年度末で統合というのもありますけれども、かなり減ってまいりますので、その辺見直す必要は当然あるかなと思います。

それで、部活動の地域移行についてのリーフレットに、先ほど幾つか挙げましたけれども、不備な点があるんですけども、そのリーフレットを中心にいろいろ説明を既にしておりまして、それで誤解をしたり混乱をしているような状況があります。その不安な点は、まだ決まってもいないことをさらにいろいろ、例えば来年度からは派遣費が出ないのではないかなとか、それも多分不確定だと思うんですけども、何かいろいろな不安要素があるために、うわさが独り歩きしているところも見受けられます。PTAの役員は中学生の保護者ではあるんですが、中には小学校5・6年生のお子さんもお持ちで、来年度とか再来年度はどうなるんだという質問もありましたので、先ほどこれも町長が触れておられましたけれども、何らかの形で、今回は白紙撤回までで、加美町に合った形で今後見直していくんだというところを何かの広報、例

えば町の広報でもいいですけれども、何かそういうことも周知する必要もあるかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まさにそのところは重要かと思っております。とにかくまだ不確定情報だったのを確定情報と捉えて、これは皆さんご心配だったと思いますけれども、今回の議会も含めまして、私の施政方針も含めまして少し詳細に町民の皆様に、おわびも含めまして、こういうことですといったようなことを改めて周知することを考えていきます。それが広報なのか、または何らかのチラシ、または丁寧な説明ということを行っていくのかというのは検討させていただくとともに、いずれにしても周知するような機会をしっかりと設けていきたいと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 体制の中で、担当部署は先ほど答弁で教育総務課という話がありましたけれども、これは令和8年度からでなくてもいいかと思うんですけれども、いずれこれは社会教育に移行していく部分もありますので、これも以前申し上げましたけれども、生涯学習課等も加えるべきではないかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それはそのとおりで、生涯学習課も入らせるようにしたいと思っております。これはすごく重要な問題でございまして、これまで確かに教育総務課主体で動いてきた部活動、冠がありますけれども、動いた後、展開が成った後は、これは学校教育よりもどちらかというウエートが生涯学習に移ってくるのかなといったようなことも感じますので、そこは今からしっかりと入ってもらおうといった体制づくりも重要かと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） この問題についての最後の質問ですけれども、今回、町長自らいろいろ問題解決のために先頭に立ってやっていただいたわけですが、今度、基本的に三者、三位一体を優先して、そこからいろいろ見直す中でやるということなんですけれども、最初の立ち上げと、いつ取りまとめになるか分かりませんが、何回あるか分かりませんが、全ての回に町長が参加していただくということではなくて、立ち上げと最後とか、その辺というのは新たな展開をしていく方向性、方針を決める、特に最初の大事なところかと思っておりますので、その辺にはぜひ町長が自ら出席をされて、あとは随時報告いただくというところであれば、今度はそんなに間違った方向性ではなくやれるのかなと思うんですけれども、もう一回このよう

な過ちを繰り返さないようにするために、ぜひ初回は町長自ら出席をしてほしいなと私は思うところもあるんですが、その辺について伺います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私も教育委員会のみでやれる範疇のことではないと重々認識しているところでございますので、私がしっかりとリーダーシップを執らせていただきながら、そういう会議等にもできる限り、初回というご要望でしたので、初回は当然としても、できる限り、この会議というものが今後開かれる場合は参加といいますか、そうですね、参加しながら全体的な推移を図っていきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ありがとうございました。

それでは、大綱2問目の入札制度についてですけれども、指名競争入札においては、これまでに業者の指名登録番号が未記入であったり代表者が変更になっているにもかかわらず、そのままであったりなど適正に執行されていない事例がありました。執行部の答弁では、前回るときですけれども、この件について見直すということがあったわけですが、その後どのようなになっているのか、以下の点について伺います。

- ・見直しの進捗状況について。
- ・業務完了検査の実施方法について。
- ・指名業者の指名停止等について。
- ・指名入札業者の条件等について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2点目としまして、入札制度についてのご質問に関しまして順次答えさせていただきます。

初めに、入札事務の見直しの進捗状況についてお答えさせていただきます。

今年度執行した車両購入に関する指名競争入札において、入札参加資格申請のない町内業者を指名している入札がございました。入札参加資格申請のない業者に対しては、昨年9月に入札参加資格申請を行うように通知し、指名を希望する業者より申請をいただいております。以降、入札参加資格がない業者の指名は行っておりません、当然ですが。また、入札参加資格の変更があった場合は速やかに変更届を提出するようホームページ上で周知し、最新の情報を入札に反映できるように対応しております。

次に、業務完了検査の実施方法についてお答えさせていただきます。

検査に関しては、契約の相手方の履行が完了した際、もしくは部分払いを行う場合に、課長等もしくは検査員が検査を実施いたします。検査は、仕様書などの関係書類に基づいて適切に履行、納入等がされているかを確認していきます。

次に、指名業者の指名停止についてお答えさせていただきます。

指名停止につきましては、加美町入札等参加業者指名停止要領に定められた事実を認知した際に、指名委員会での審議を経た上で指名停止の処分を決定しております。令和7年度は、自動車販売整備業者1社が正当な理由がなく契約を締結しなかったことにより、当該要領に基づき3か月の指名停止処分としております。

最後に、指名入札業者の条件等についてお答えさせていただきます。

指名入札業者につきましては、入札参加資格を有した業者を指名しております。入札参加資格申請の際は、国税等の滞納の有無、営業に際して許可等が必要な場合は許認可を受けているかなどを確認し、問題がない場合は入札参加資格を有する業者として登録しております。

なお、2月1日時点で本町の入札参加資格を有している業者につきましては、物品・役務関連業者755社、測量・コンサル関連業者278社、建設工事業業者557社となっております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、随時再質問させていただきます。

前回の私の感覚では、入札参加資格申請書を提出するように、従来の決まった形をきちっとやればいいなと思っていたんですけれども、何か見直すという表現にちょっと引っかかっておりまして、ほかにも何か見直す点、不備な点があったのかどうか、あったのかなかったのか、まずその点について1点目に伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

ご質問がございました入札の見直しという表現について、その表現がふさわしいものなのかということでございました。

今回ご指摘のありました指名競争入札参加の申請が出ていない業者に対して、町内業者を優遇するというようなことでご案内を差し上げていたということがこの入札に関する問題の部分であったと思います。ですので、見直しというよりは、要領、要綱に基づいた手続を取ってやるというところで、正規の形を取った入札の事務手続を進めるのが当然だったんですけれども、

それを正規の形でやるようにしたということで、見直しというような表現にはそぐわないのかなと、当然やるべきことをやるようにするというご指摘のあったことをこちらが行うというようにことでよろしかったのではないかと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 昨年9月に入札参加資格申請を行うようにという通知をしたとの答弁がありましたけれども、通知した件数はどれぐらいあったのか、あるいは通知しても中には応じなかったというか、そういう業者があったのか、全て応じたのか、その辺について伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

令和7年9月、出ていなかったのは12社ございました。その12社に送付したうちの8社から入札参加申請をいただきました。こちらから送付した資料としまして、入札参加資格申請書の要領と、提出書類はどういったものを出さなければならないかということでの一覧表、それを文書と一緒に添付しましてご案内差し上げたということでございます。12社に対して8社が出していただいているというような状況でございました。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 2年に1回の申請提出というのがあると思うんですけれども、申請がなかった業者を指名していたというのは一番古いところでいつぐらいからだったんでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 町内業者については令和2年頃からそういったご案内を差し上げている状況がございまして、その結果、お亡くなりになった代表者、本来出ていれば変更手続などもできたんですけれども、それが更新されないで、亡くなった代表者に通知を差し上げるというようなことになってしまったという状況でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 確認なんです、それを除くと2年に1回ずつは全部通知をして申請書を提出させていたということでよろしいんですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） すいません、答弁が漏れました。

2年に1回、指名競争入札参加申請書の更新がございまして、そのご案内を都度、業者に郵送差し上げて、申請してくださいというようなご案内をさせていただいている状況でございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 続いて、業務完了検査についてなんですけれども、以前、今度名称が変わりますけれども、中新田の河川公園のところで造園業者が芝に間違った除草剤をかけてしまって、枯れたということがあったと思うんですけれども、そういう場合の対応について一つ伺います。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

河川公園、あゆの里公園の緑地の施設になりますけれども、芝生が変色した事案につきまして、受注会社の関係者が誤ってその時期の気温に見合わない薬剤を散布してしまったというものによるものです。

原因の詳細につきましては控えさせていただきたいのですが、事情を聞き取ったところ、故意ではなくて、また事業者自体の知識不足等によるものでもないんですが、枯れた場合は復旧を行うこととしております。それで、芝全体が現在休眠中というんですか、休眠期でありまして、管理自体、管理期日を3月31日までとしている業務でございますので、現在経過観察中というところになっております。

なお、今後、業務監理に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 多分いろいろな理由があつてのことかと思うんですけれども、きちんと仕様書どおりにならない場合もあろうかと思えますけれども、二、三いろいろ聞いているところもあるんですが、ぜひその辺、業務完了検査を徹底、今でもしているとは思いますが、なおよろしくお願いしたいと思います。

それから、指名された業者が入札に参加しない場合、必ず入札の辞退届を提出しなければならないのか、あるいは入札届を提出しなかった場合の対応というのはどのようなのか伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

加美町の工事指名競争入札執行要領に入札の失格等の記述がございます。いずれかの状況に該当した場合は失格ということが書いてございまして、その条件としましては、最低制限価格を設けている入札において最低制限価格未満の入札をしたもの、指示した事項及び入札に関する条件に違反したもの、参加させることが不適当と認められるものというようなことに該当し

た場合は失格ということになってございます。

それで、入札書を提出しなかった場合ということでございますけれども、指名停止とかそういった要件には該当せずに、失格ということで、あくまでもその入札での失格というところになります。そういったことが続きました場合には、町では文書で、警告すべき事象ということで指名停止の条件になり得ますよというようなことのご案内とかを頻発するようでしたら差し上げまして、それでも対応がないというような場合については、指名委員会等で指名停止などの議案として取り上げて検討するというようなことになってございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 入札参加資格業者の数が先ほどありましたけれども、町内と町外の内訳、そしてランクづけについて伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

先ほど町長が説明した入札参加業者数、2月に申請いただいた業者数の数になります。物品・役務関連業者755社ということで説明しましたが、うち町内業者は66社、町外業者が689社、測量・コンサル関連業者ということで278社と申し上げましたが、そのうち町内業者が2社、町外業者が276社、建設工事業業者557社のうち町内業者が44社、町外業者が513社ということの町内業者、町外業者の内訳でございます。

ランクについては、この評価、この時点でまだこちらでつくっておりませんので、今日はその辺は説明できません。すいません。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ありがとうございます。

庁舎建設が近づいてきているわけですが、この問題につきましては町民の方々も関心の高い問題だと思っております。公告がされましたけれども、今回の庁舎建設について、繰り返しになりますけれども、町民も関心の高いところだと思いますので、逐一全部ホームページで読むかという、なかなかそこまではいかないかなと思いますので、要点とか、あるいは今回配慮した点について何かあれば、その点について簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 新庁舎の入札で留意した点はということでございましたが、入札の内容、条件を決めるのに相当程度、我々は頭を悩ませました。まず入札の条件というのは、より安くするというのが大原則でございますので、いわゆる競争性を持った入札であって、なおか

つ地元、我が加美町にはいろいろ技術力の高い業者もあるということで、完全に価格競争だけにしては地元の活用というのが図れないという思いがございました。

その中で、今回 J V という形で複数の企業 2 社もしくは 3 社ということで入札を行いますよということに決定しました。そのうち必ず地元の企業を含めてくださいというような条件にしております。それで、地元の企業であればどこでもいいのかということではなくて、県または国においてランクの高い業者を入れてくださいということで、工事の確実性を担保しつつ複数の J V が入れば競争性も出てくるということで、競争性と地元企業の育成、それで地元の企業にはいろいろ地域の様々なイベントに参加していただいているというところもありますし、貢献度というのも J V によってはある一定程度は地元貢献というのも考えられるのかなというところを留意して、今回地元企業と組んで J V、なおかつ価格の競争も行うというような方式にしたという入札方法で告示をさせていただきました。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂伊佐雄君。

○5 番（早坂伊佐雄君） 大分ご苦労なさっているということですからけれども、地元を含めた J V というのは大変地元にとってもありがたいことかなと思うんです。

最後になりますけれども、先ほど業者の町内外の数を聞いたわけですからけれども、当然町外のほうが多いのは当たり前なんですけれども、例えば何か災害とかあった場合に早急に協力していただけるというのは地元、町内の業者かなと思うんですけれども、町外の業者であっても加美町に支店とか出張所とか果たして実体があるかなという点も疑問な点もあるんですけれども、そうになっているわけですからけれども、ぜひ、今回に限らずですからけれども、やはり地元に対する多少配慮といいますか、あるいはどこかの時点で町内に本社を有している場合という条件を加えるということも一つかなと思うんですけれども、その辺検討する余地はないかどうか、最後に伺いたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

早坂議員からご意見いただいたこと、これも実は私どもに要望として各所から上がってきておりますので、それは検討課題かなと、こちらとしても実は認識しております。庁内で少しその点に関しても議論を加速させていただければと思っております。

○5 番（早坂伊佐雄君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、5 番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時まで。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告9番、13番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔13番 米木正二君 登壇〕

○13番（米木正二君） それでは、私は今回1つに絞って一般質問を行いたいと思います。

最近、目がちょっと、白内障かどうか分かりませんが、ぼやっとしていますので、すみません、お許しをいただきたいと思います。

若年女性の定住促進に向けた取組についてということであります。

昨年、政府が決定した地方創生に関する総合戦略において、若手、若年女性の流出が続く地域では出生数の減少が加速し、地域の持続可能性が損なわれるため、若い世代、とりわけ女性に選ばれる地域づくりが不可欠であると示されており、国として若年女性の流出抑制を重大な課題として位置づけております。

加美町においても、自然減の拡大という人口構造上、避けがたい問題に加え、若年女性の流出が続けば人口減少にさらに拍車がかかることが懸念されます。若年女性の定住を促進することは、人口減少に一定の歯止めをかける可能性があり、町の将来にとって重要な視点であると考えます。

以上の現状と課題を踏まえ、町としての認識と今後の方向性を明らかにする必要があると考え、以下の点について伺います。

1. 若年女性（20歳から39歳）の転出入の現状と人口動態、将来推計に与える影響について、町としてどのように認識しておられるのか。

2. 若年女性が町を離れる理由について、就労環境、生活利便性、子育て環境、キャリア形成などの観点から、町としてどのように分析し、課題として捉えておられるのか。

3. 若年女性の定住移住促進に向けた基本方針、重点的に取り組むべき分野、そして具体的施策の方向性について、町の考えを伺うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 米木議員からは、若年女性の定住促進に向けた取組についてといった大綱1問、ご質問をいただきました。

加美町のみならず、加美町と同じようなロケーションにある自治体におきましては、少子化が予想以上のスピードで進んでいるといったことで、これは根源的な課題になるのかなと思っています。その中におきまして、若年女性の定住促進ということに関しましては、それを解決すべく、一つの根本要因ということで私も認識しておる次第でございます。大切な質問をいただいたと思っておりますので、ご質問、小項目にして3点、順次お答えさせていただきたいと思っております。

最初に、1点目、若年女性の転出入の現状と影響についてからお答えさせていただきます。

若年女性の転出入は、日本の人口動態、特に都市部への人口集中と地方の人口減少に大きく影響しているものと考えております。

加美町の人口構成では、他の年代に比べ、若年層の人口が著しく少なく、高校卒業後の進学や就職などによる10代後半から20代の転出超過が顕著で、特に20代女性の人口は大幅に減少しておる状況でございます。

20代女性の大幅な流出は、未婚女性の大幅な流出でもあり、町内の婚姻数を減少させ、必然的に出生数の減少にもつながっているものと懸念しております。このような若年女性の流出は、地域の経済的、社会的な活力を低下させ、地域社会の持続可能性を脅かす可能性があるとして、消滅可能性自治体となる要因ともされております。このように、若年女性の流出は子どもの減少に直結し、人口減少を加速させるとともに、加美町の持続可能性にも影響を与える深刻な問題であると認識しております。

続きまして、2点目の若年女性が町を離れる要因の分析と課題についてお答えさせていただきます。

加美町の人口動態は慢性的な転出超過が続いており、特に若年女性の人口は大幅に減少しております。若年女性が町を離れる背景については、経済的な理由だけでなく、様々な要因が考えられます。

昨年策定した第3次加美町総合計画の基礎資料として実施した町民アンケート調査の結果でも、10代と20代の若年層では他の年代と比べて転出意向が高い傾向が示されております。さらに、アンケート結果では、10代と20代が町外に移りたい理由として「仕事・進学の関係から」「交通が不便だから」「遊ぶところ、楽しめるところがないから」などが上位を占めており、改めて若年層から見る地域社会においては、就労する業種の選択肢が限られていることや、生活インフラの充実と子育てしやすい環境の整備などが課題であると考えております。

最後に、3点目の若年女性の定住移住促進に向けた基本方針、重点的に取り組むべき分野、

そして具体的施策の方向性についてお答えいたします。

女性や若年層が地域に住み続ける、または移住してきて定住するためには、地域全体の魅力向上が必須であり、進学先や就職先、子育て、教育、生活環境など総合的にまちづくりを押し進めていく必要がございます。中でも加美町に住み続けたいと感じてもらえる地域づくりが重要だと考えております。

1つ目に、働く場の確保と就業支援です。

企業の誘致や支援はもとより、無料職業紹介所の運営などによる求職者と地元企業とのマッチング支援、加美クリエイティブアカデミー等を通じたキャリア形成支援などを行ってきた中で、女性や若年層が活躍できる企業情報の発信や就業機会を創出してまいりたいと考えております。

2つ目に、生活環境の充実です。

町では、新婚世帯や子育て世帯などへの住宅取得支援、また20代を対象とした就職支援、奨学金返還支援、家賃補助など各種補助を通じて、女性を含めた若年層への支援を行ってまいりました。今後も、空き家の利活用や交通体系を含めた利便性の向上に努めながら、住まいや生活環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、これらの取組に加え、子育てや教育、安心して暮らせる環境整備など、将来のライフステージを見据え、長く住み続けられる地域づくりを推進していくためにも、女性や若年層の声を丁寧に把握しながら、必要とされる情報を戦略的に発信し、誰もが暮らしたくなる地域づくりに取り組んでいく考えでおります。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） ただいま町長から、20代女性の大幅な流出が婚姻数や出生数の減少につながっており、本町の持続可能性に深刻な影響を与えている、そうした認識が示されました。

2024年4月24日に、「自治体4割、消滅可能性。30年で女性半減」という人口戦略会議の記事が日経新聞に掲載されました。

民間有識者でつくる人口戦略会議は、子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性人口に注目し、対象の若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で半減する市町村を消滅可能性都市として定義しました。報告書では、全国の市区町村のうち4割に当たる744自治体が消滅する可能性があると発表しました。加美町もその中に含まれております。

町長の答弁のとおり、町はこれまで子育てや住宅支援など幅広い施策を展開してこられました。例えば18歳までの医療費無償化、出産祝い金、保育料の減免、学校給食費半額支援、住宅

取得支援や家賃補助、就労支援など、非常に充実した支援が行われていると認識しています。

しかし、こうした支援策が実際に若年女性の定住や移住の促進にどの程度つながっているのか、町としての評価や検証がなされているかについてはこれまであまり語られてこなかったように私は感じております。

そこで伺いますけれども、これまで実施してきた子育て支援や住宅支援などの施策について、町としてどのように効果を評価し検証しているのか、また今後の施策の重点化や見直しにどのように生かしていくのか伺います。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

各担当課において実施している個別事業の実績につきましては、各年度の決算書に記載の通りとなっております。

さらに、これらの町の施策に関する評価につきましては、第3次加美町総合計画策定時に実施した令和6年度のアンケート「町民満足度調査」において推察しておるところでございます。この中で、「今の加美町に満足していますか」の問いに対して「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計が全体の約45%となっておりますので、今後も加美町が目指す「住民満足度100%、日本一の加美町」に近づけるよう各種政策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

令和6年度にこども家庭課で取りました子育て支援に関するアンケートの中で、「加美町は子育てしやすい町だと思うか」という問いに対しまして、約7割の方が「そう思う」「とてもそう思う」というご回答をいただいております。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すいません、五月雨式の回答で申し訳ございませんが、両課長から答弁してもらったとおりでございますが、私の考え方も述べさせていただきたいと思っております。

特に、子育て支援に関しましては施政方針の中でも述べさせていただきました。5段階評価で、自己評価でございますけれども、私の就任前の評価を「3」だとするならば「4」まで上がっているんじゃないかというのが私どもの自己評価になっているかと思っております。

しかしながら、これは庁内でもよく語っていることではありますけれども、米木議員からのご質問というのはもっと大きな少子化対策といったところに尽きるのかなと思っております。

これまでも様々な少子化に対する対策といったようなことで、いわゆる若い方々に移住定住を促進する、そして子育てしやすい町にしていくということは、これは標準偏差値で言ったら50によりよくなってきたところかなと思っております。さらに根源的な少子化対策を行っていくという大きな目標に向かっていくためには、今までのいわゆる経済的な支援に限らず、これからは何らかの加美町ならではの質的な支援ということで評価を受けていくような努力をしなければいけないと考えておる次第でございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 担当課からも答弁をいただきました。

これらの施策について、決算書では「おおむね達成された」というような評価があるということは重々承知しております。

それで、アンケートという話も出ました。アンケートは私も目を通させていただきましたけれども、若年女性に焦点を当てたアンケートというのはなかったように感じます。

あともう一つなんですけれども、第3次総合計画の中に私が話した若年女性に焦点を当てた計画がないように感じていました。その辺、若年層というくくりの中で恐らくまとめられたんだと思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

議員おっしゃるとおり、若年女性をターゲットにした内容ではなく、若年層というくくりで計画を策定させていただいております。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） それから、アンケートということですが、もし今後アンケートを取るということであれば、若年女性というような特定層の声を聞く必要があるだろうと思っています。そうしたことで、今後、若年女性にターゲットを絞った、例えば座談会とかワークショップなど、直接対話の場を設ける考えはありますか、その辺伺います。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

昨年実施した住民満足度調査につきましては総合計画の策定の資料として行っておりますが、今後、このような内容のアンケートを継続的に実施する中で、若年女性等の意見を聞くワールドカフェであったり、いろいろな意見を聞く場も検討していきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 若年女性対策を進める上で当事者の意見を聞くということは大事なことでと思いますので、ぜひそのことに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次ですけれども、町長から若年女性の転出要因として、就労、交通、娯楽、子育て環境などが課題であるというような答弁をいただきました。

若年女性の定住対策には若年女性が働きなくなる職場の整備が不可欠だと思います。河北新報に掲載された「若年女性定住の鍵」という記事では、自分の希望に合う仕事がないため首都圏に出る、女性が働きやすい企業、職場があれば戻る可能性があるという調査結果が紹介されております。若年女性の定着には働く場が鍵であると指摘されております。

そこで伺いますけれども、町として、女性が働きやすく、能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、企業側の意識改革や職場環境の改善にどのように働きかけていくお考えなのか、また町内企業との連携や支援の在り方について、今後の方向性をお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。よろしくお願いします。

議員からご指摘いただいたとおり、女性の皆さんが働きやすい職場環境、また働きたくなる職場、そういったところに関しては重要な点になろうかと私も思っております。

国もそうですけれども、宮城県としても、女性が活躍できる職場環境をどのように整備していく、あるいは環境づくりをしていくのか、そういったところも今年から力を入れて計画をいただいているようでございます。

特に今年度、大崎管内のものづくり企業を対象にして、企業で女性が活躍するためのセミナーというのも開催をしております。その中でご紹介をさせていただくと、町内の企業が女性活躍社会を実現、推進すべく、国のいろいろな認定をお取りになって、働きやすい環境づくりをしておりますというところで事例の発表もしていただいたところでございました。その会合では、大崎管内の企業が多く集まる中で加美町内からも6社が参加していただいて、その事例を学びながら、東京から講師で来ていただいた先生から、どういう形で女性が活躍していくのか、そういった場の環境整備についていろいろ講話、あるいはディスカッションをさせていただいたところでございました。

町といたしましても、今回そういったセミナーを宮城県内でも県北で初めて開催させていただいたということもありましたので、町内の誘致企業に、特に当課としては取りまとめをさせていただいておりますので、全てにこういったセミナーがありますというご連絡をさせていただいて、その後、その記事が大崎タイムスで紹介をされてございます。そういった内容等々

を町内の事業所とも共有させていただきながら、こういった形で女性の皆さんが活躍する、あるいは若年層の方々が働きたくなる、そういった環境づくりについて町でも後押しをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 課長からいろいろ答弁がありました。セミナーの開催をしたり、あるいは町内の企業もこうしたことに取り組んでいるということもお聞きして、少しは安堵しているところであります。

同じ河北新報の記事では、若年女性の定着には若いうちから地元企業の魅力に気づける仕組みづくりが重要であるとされております。

先般、一般質問の中で町長から、町内の高校生はこの町にグリコの工場があることが分からなかったという紹介があり、少々ショックを受けました。実際に高校生が主体となって地元の企業と関わるプロジェクトを進めている地域もあります。町として、若年層が地元企業の魅力を知って将来の就職や定住につながるような仕組み、例えば高校生と企業をつなぐキャリア教育とかインターンシップなどの充実に取り組む考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

議員よりご指摘あったグリコの話、ちょっとだけ皆様にも知っていただきたくご紹介させていただきますと、昨年の防災訓練の折、グリコは温めなくてよいカレーなどをお作りになっていただいておりますので、防災訓練でいつものように商品を展示していただきつつ、町民の皆様に配付していただいたといったようなことがありました。

そのときに、中新田高校の生徒約20名ぐらいだったと思いますが、新聞紙を使って、いざというときの防災スリッパを作ることを手伝っていただいております。そのときに、グリコが来ているんだよと私が紹介したときに、「みんな、グリコがこの町にあるのを知っているよね」と言ったら、そのときいた人たちで分かっているという人はゼロだったんですね。

私は、根源的に、例えば加美町は仕事場がない、仕事がないと、これは町民の皆様も思っていられしやるかもしれませんが、よくこの場でも話させていただいていますが、加美町に立地企業というのは35社に来ていただいております。その中において人手不足をよく私たちもお聞きする次第でございます。ですから、まず地元の企業がここにいて何をしているのかといったようなことを、町民の皆さん、特に就職を間近に控えているような高校生、若年層の皆さんにしっかりと知ってもらうことがまず第一義的に大切かなと思っております。

例えばグリコですと、あそこで作られているグリコ製品のレトルトパックの商品、これは日本全国に流通している100%が菜切谷のところで作られているわけでございます。そういうことを話しますとみんな「えっ」と、逆に感動してくれます。

それが魅力になればと、各企業も持っておりますので、そういうのをまず地道に紹介していくといったところ、またマッチングしていくということが重要かと思っております。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

キャリア教育というところに関して、当課からお話をさせていただきます。

各地元の特に誘致企業に関しましては、ほぼ100%の企業が高校生あるいは大学生を対象とした職場体験の受入れを既にしていただいております。その職場体験で来ていただいた中で、それぞれ企業の特色をどういう形で見える化して、そしてご本人、就職される方もそうですが、ご両親、ご家族にも安心してお子さんに勤めていただくような形にさせていただく必要がどうしても今の世の中あるのかなと思っております。なので、企業によっては、生徒だけを受入れるのではなくて、小学生ぐらい、中学生から親子を対象にした職場体験あるいはものづくり体験というのも積極的に進めていただいたりするような形でこちらでも話をさせていただいたりしております。

また、高校生とのマッチングの機会、あるいは一般の若年層とのマッチングの機会というところでお話をさせていただきますと、今年度から町でもハローワーク古川なんかと協力をさせていただきながら、町内の企業とマッチングするような合同の企業説明会というのも開催をさせていただいております。この大きな取組としては、大崎管内では宮城県北部振興事務所が主導するような形で大崎管内の約60社ほどの企業を集めていただいて、大崎管内の高校の生徒を招致して合同の企業説明会というのも開催しております。こちらの開催につきましては町から町内の企業にそういった開催の通知のご案内をさせていただいて、幅広くマッチングの機会を創出できるような形で支援をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田　征君）　こども家庭課長でございます。

令和6年度に、町内の高校生に「町内で働くとしたら企業にどのような子育て支援策を求めるか」というアンケートも取っております。その中で、育児休暇等、とにかく休みをきちんと取りたいという希望が約3割ございました。そのときは、今は高校生も育児休暇を考えながら企業を選ぶんだなという話になりました、参考までに。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 課長から答弁があったわけですがけれども、職場体験も実施されているということですし、さらにマッチングの機会もあるということです。さらには、今年度、合同企業説明会もされるということで、そういった取組をされているんだなと感じたところです。

それで、企業側が主体的にやっているというような状況だと思うんですが、高校生が主体となって企業説明会とか、そういうところがあるということも私は把握しております。高校生が企画運営して地元企業の魅力を発信する説明会をやっているというところもあるということです。高校生が逆に仕掛けていくことによって、同年代の方々の興味も湧いてきて、参加もしやすくなるんじゃないかなということでもありますので、そうしたことも参考にしながらそうした取組をやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 昨年、東北学院大学と中新田高校と加美町で包括連携協定を結ばせていただいて、学院大の学生、そして中新田高校の生徒と協力しながら、例えば卒業論文を書くようなフィールドワークに加美町を使ってくださるといったようなことがありました。その中で様々な課題解決をその研究の中で行っていくということが大きな流れになってきますけれども、まさに議員ご指摘のことも学院大と中新田高校の一つの大きなテーマとして活用できるのかなということをご質問を伺いながら思ったところでございます。働きかけを行っていきたいと思っています。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） それから、就労関係が効果的だという話をしましたけれども、もう一つ、若年女性の定住移住に関して大切なことがございます。それはジェンダーギャップということです。ジェンダーギャップとは、男女の違いによって生じる社会的な格差のことだそうであります。

兵庫県の豊岡市では、若年女性の流出を深刻な地域課題と捉えて、2021年にジェンダーギャップ解消戦略を策定したということでありまして、女性が働きやすく、暮らしやすいまちづくりを進めております。そうしたことで、ちょっと紹介させていただきたいんですが、「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」という2021年3月に策定された冊子を持っておりますけれども、その中で豊岡市の中貝市長の「市民の皆さんへ」という一文が非常にすばらしい文章でありまして、そのことをちょっと紹介させていただきたいと思います。

「市民の皆さんへ。気がつくやう若い女性たちが、まちからすーっといなくなっていました。

2015年国勢調査の結果から突きつけられた厳しい現実です。10代で進学等により転出した若者のうち、20代で男性は2人に1人帰ってきているのに対し、女性は4人に1人しか帰ってきていませんでした。若い女性たちが、豊岡に住みたいと思っていないのではないかな。豊岡があまりに男性中心社会であることに最大の要因があるのではないかな。女性が住みたいと思うまちを創り上げない限り、まちは女性に選ばれず、衰退の道を歩むほかありません。女性が女性であるというだけで、補助的役割のみに甘んじ、能力を磨き、発揮する機会もないとすると、企業にとっても、地域経済にとっても、地域社会にとっても大きな損失です。このことは単に理念だけの問題ではありません。ジェンダーギャップの解消は、まちの存続にかかわる極めてリアルな問題であります」というような一文であります。

このことを受けて、町長、どのように感じましたか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 男女間の格差ということでございますよね。いや、まさしく加美町においても伝統的に男社会なのかもしれません。加美町役場、施政方針の中でも述べさせていただきませんが、女性の就業率、女性の働いている率というのが高いところでございますけれども、必要とするならば様々な部分におきまして女性への配慮というのを町全体でやっていくということは、これは正しいことなのかなと考えております。例えば今後、私たちとしまして、例えば体育館のトイレの整備であったりとか、各支所のトイレのことを考えていかなければいけないときに、私のまだ個人的な考えですけれども、男はどこでもいいというわけでは当然ございませんが、女性が使いやすいトイレであったりとかそういった配慮を考えていかなければならないなと思っております。

その一方で、男の私が考えるのは多分どこか男の考えの中であるかと思いますので、ここに座っている管理職に女性の方々もいますので、こういう方々のお知恵をいただきながら、女性に優しい町、女性に好かれる町とはどういうものかといったようなこと、また議員ご指摘のように、若い女性の方々のワークショップなど、また幸いに、先ほど学院大の話をしましたが、宮城大学の皆さんが今年もまた100人規模で女性を中心に来てくださいますので、そういう方々にも知恵をいただきながら、女性のために、女性に優しいまちづくりということを主眼に置いていくことは正しいことかと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 分かりました。

それで、ジェンダーギャップの解消ということの視点ですけれども、若年女性の定住対策は

単なる子育て支援だけではなくて、ジェンダーギャップの解消が本質的な課題であるとも指摘されております。また、地域づくりにおいて、女性の目線、地域づくりや地方創生の施策を女性の目で再検討して、女性が生き生きと生きられる地域づくりを行うことが若い女性に受け入れられる地域だとも言われております。

そうしたことで、豊岡市の取組というのは地方創生のモデルみたいな感じだと思っておりますが、もう一つの取組として、就労関係とかぶりますけれども、「豊岡市ワークイノベーション戦略」というのも打ち立てておりまして、女性が働きやすく、働きがいを感じられる職場づくりというようなことで、市内の企業124社がこの取組に参加をしているということでありまして、企業も含めてこの取組に参加をしているということです。そうした取組もこれから必要になってくるのかなと思います。

先ほどのひと・しごと推進課長の答弁によりますと、何社かそういった取組をやっているという企業が加美町にあるということですから、そうした企業と一緒に、町と一緒に、取り組んでいくということも一つの方策かなと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

議員ご指摘のとおり、女性がこういった場で活躍するかという話になりますと、必ずお仕事がついてくる形になろうかと思います。先ほど町内の企業でもそういった先進的な取組、優良的な取組をとってお話もさせていただきました。

まず、町が抱える課題と、地域で仕事を支える町内の事業所の皆様、そういったところの抱える課題、そういったところも一度しっかり整理をした上で、女性の方々あるいは若年層の方々が働きやすい、そういった経済活動しやすい環境、そういったものをしっかり考えていく必要があろうかと感じております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君）　米木正二君。

○13番（米木正二君）　ぜひ企業にも働きかけていただいて、そうした取組、町と一緒にやりませんかというような取組を推進していただくように要望したいと思います。

それから、そうしたことで、町長にお伺いしますけれども、本町でも同様の視点から今後取り組む必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君）　町長。

○町長（石山敬貴君）　すいません、お話を聞いていて、つらつら自分の中で考えたことになっ

てしまって、この場の答弁になっちゃうんですけども、何か包括的に、特に若年層の方々を中心に、役場の職員だけじゃなくて、まさに企業であったりとか様々な立場の女性だけで集まっていたらご検討いただくような協議会というようなこともいいのかなと感じておったところでございます。そこに男なんかは入らないで、純粹に女性の視点のみで、ベストは何なのかというようなことを協議していただくというような形もいいのかなと思いつつお話を聞いていたところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 加美町は、どちらかといえば保守的な町、まだ男社会の町だと思っています。そうしたことで、なかなかこのことを推進していくのは容易ではないと思いますけれども、そういった取組をしていかなければ若年女性も去っていくという現実が突きつけられると思いますので、町としても最重要課題としてこのことに取り組んでほしいなと思っています。

それから、町長が答弁の中で、住み続けたいと感じてもらえる地域づくりが重要という話をされました。町として、若年女性に選ばれる町を目指す上でどのような将来像を描いているのか、その実現に向けた中長期的な戦略の中で若年女性政策をどのように位置づけようとしているのか、その辺伺いしたいと思っています。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

とにかく私は、加美町に代表されるような、繰り返しになりますけれども、同じようなロケーションの町、小さな自治体におきまして、根源的な課題というのは少子化、この一択だと実は思っております。何でしょう、自分の大きな目標としても、少子化対策、これは正直なことを言いまして日本全国どこでも成功している事例はないですし、もっと世界的に視野を広げれば、出生数の減少というのは日本だけじゃなく世界的な規模で起きていることでありますが、これに対して根源的にそんな大きなことを言わずに加美町だけで考えるとするならば、これを何とかしなければいけないというのが課題解決の大きな視点だと思っております。

そうなりますと、経済的なもので、こちらの水は甘いよ的な感覚で呼び水の的に、悪い言い方をすればニンジンもぶら下げるような政策ではいっぱいいっぱいだと思っております。よく「加美町らしいこどもまんなか社会」というスローガンを使わせていただいておりますけれども、この「加美町らしい」という部分をいかに具体化していくかということがこれからの課題になってくるかと思っております。ナンバーワンになるのは難しいかもしれませんが、ナンバーワンを目指して考えていくということが重要かと思っております。

例えば、私なんかは幼児教育の重要性というようなことを考えております。しっかりとした子育てということじゃなく、幼児教育、子どもたちの育成というようなことを考えておりまして、例えば今回包括連携協定を結ばせていただいているような東洋ライスやタカラ米穀の金芽米というのは、これは栄養価が高いです。例えばこういう部分、食がしっかりした町である、幼児教育にしっかりとした栄養素が高いものを供する町であるといったようなことであったりとか、また健康ということも今年言わせていただいておりますけれども、健康ということにもしっかりと注意を払っているんだといったようなこと、これはお金とかそういうことではなく、質的なものかと思っておりますので、そういう質的な部分で加美町だけができるものを皆さんと模索しながら、オンリーワンの例えば子育てまたは幼児教育ということを目指していけないかといった部分を、まだ概念的なものでございますが、模索しております。

繰り返しになりますが、とにかく若年層、女性をとどめるということも少子化対策の一環であるといったような大きな目標の一つの方法論としてしっかりやっていくとともに、どこかの時点で大きな目標としての少子化対策というものを私自身も町の皆さんといずれしっかりと共有していかなければいけないときに、そんな遅くなくやっていかなければいけないのかなと思っている次第でございます。すいません、雑駁な回答になりました。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） ばらまきといいますか、どこでもやっているんですね。どこの自治体でも子育て支援とか総じてやっていると思うんですね。町長がお話しされたオンリーワン、これは私も同感です。オンリーワンでやっていく、そういう姿勢、そういう施策が私は大事だと思います。

それで、少子化の話が出ましたけれども、加美町の人口動態を調べてみましたら、びっくりしました。令和7年1月末現在で出生数が55人、亡くなった方が318人ということで、1月で55人、恐らく3月末日では100人に満たないと思います。そうしたこともありますし、それから高齢化率が1月末で40.13%ということで、まさに少子高齢化の町になってきておりまして、そうしたことで、若年女性の対策というのはその一部かもしれませんが、危機感を持って一刻も早く手をつけないと手後れになると私は思っています。そうしたことで、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それから、マイナス面ばかり話をさせていただいたんですけれども、一方で、将来も現在の地域に住みたいという方もいます。それは何かというと、加美町は自然環境が豊かだから、生活費、住居費とか光熱水費が安いということ、ゆとりある暮らしができそうだからとか、親や

兄弟、姉妹の居住地と近いからというような利点もあります。そうしたことをもう少し積極的にアピールしていく必要があるだろうと、そういう強みというものを生かした施策の展開、まちづくりも大事なんだと改めて感じました。そのことについて、町長の見解はどうでしょう。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

加美町は、私は今年は使いませんでしたけれども、もろ刃の剣じゃないな、チャンスとピンチの両面が来ているような町であるなというのがあります。ピンチというのはもちろん少子化、高齢化ということなんですけれども、チャンスというのは様々な部分で持っている資源、観光資源も含めましてリソースというものが多くあります。議員がいつも推奨していただくスポーツ合宿で誘致できるといったような言葉をいただけるのも、既にそういう施設を持っている、音楽の町である、PR的にもバッハホールを持っているといったようなことがございまして、薬葉を中心とする自然環境と。2つの側面で考えれば、出ていくほうはもちろん議論いただいているとおりでございますが、観光といったのもまずは知ってもらうこと、そして様々な女性の方々を中心に来ていただくような方策を考えていただいて、町を知っていただくこと、そしてPRしていただくことを考えていかなければいけないかと思っております。

ただ、その前に、加美町は人口が少なくなっているといっても2万人がここに住んでいらっしゃる。じゃあ加美町2万人の方々はどれだけ加美町の魅力をご自覚いただいているかといいますと、先ほどの企業の知名度の問題も含めまして、まだまだ知っていただけてない部分があるのかなと。私は、究極的に言わせていただければ、この2万人の方々みんな一人一人が毎日のようにPRしてくれれば、すぐに4万人、それが倍々ゲームになれば、あくまで極端な話ですが、加美町の2万人のお一人お一人が営業マンになって加美町をPRしていただけるようなことが本来であれば理想なのかなと思います。いかに町の方々に加美町を知ってもらう、足元を固めるところから改めて始めていって、そしてそれをいい意味での広報戦略につなげていかなければならないのかなと思っています。

あともう一つなんです、確かに出ていく若い人たちが多いのも現実ですし、強制的に止めることもできません。しかしながら、出ていかれた方々にも常に加美町の情報とかが定期的に入るような感じで、この関係性というものを断絶しないような、つながりというものを、絆というものをつなぎ続けるといったような作戦も私は有効ではないかと思っております、そのようなことを今後実行していきたいと考えています。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 町長のお話で理解できました。加美町のプラス面というものをもう少し強調して積極的に発信、活用していく、そういった視点も大事だと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、人口2万人という話が出ましたが、加美町人口ビジョンでは令和17年の推計人口が1万9,329人になると推計しております。これを踏まえて、子育て支援の施策等々の展開によって合計特殊出生率の大幅な改善を期待するということで、移住定住に係るさらなる施策も講じていくということですけれども、社会増減数を改善することで、本町計画の目標年次である令和16年の目標人口を2万人と設定しています。果たして2万人というのは令和16年に達成できるんでしょうか、その辺、達成してほしいと期待していますけれども、その辺はどうでしょう。人口ビジョンではこのようになっています。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

人口ビジョンの策定につきましては、総合戦略の計画と併せて策定しておりますが、国の総合計画の見直しもございまして、総合戦略の見直しを町でも行っております。あわせまして、今回の人口ビジョンにつきましても今現在策定しているところで、その中で数字をいろいろ検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） かなり大変な数字だなと思っています、今の現状を考えますとね。それで、人口ビジョンの見直しというのはあり得るんですか。例えば今の推計からして、今の現状からして、その辺どうなんですか。ある程度、2万人の目標というのは変わらないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

5年前の数字でございますので、今回の新しい計画では現状に沿った形の数字に見直したいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） 分かりました。

時間も大分迫ってきました。

最後の締めを行いたいと思いますけれども、若年女性の定住移住促進は町の将来にとって極めて重要な柱であると思っております。町としての優先課題を明確にして、企業との連携とか

当事者の声を反映した実効性のある施策をスピード感を持って進めたいと思いますけれども、町長、どうでしょう。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） そのとおりだと思いますので、しっかりと実効性を持ってといったようなことで進めていかなければ、これはしなければならぬことだと感じております。

それで、余談になるかもしれませんが、ちょっとお話しさせていただきたいと思ったのが、最近、どこまで確度が高いことなのかというのが私の中でまだはっきりしませんので公にはあまり言ってなかったんですが、昨年12月25日に広域の勉強会、議員の皆様と私も参加させていただいたときの講師に来てくださった藤山 浩先生の本をあの後幾つか買わせていただきまして、読ませていただいております。1%理論ということ語っていらっしゃる方でございまして、日本の人口動態に引きずられながらも自然減少を遮ることができるのは社会増を狙っていくことだと、人口流入を年1%多くしていけば、全体的な自然減少で減りつつも何年後かには安定的に人口を保つことができるといったような理論でございます。

そうしますと、加美町は2万人でございますから、これを保つためには年に200人の流入、移住者というものを迎えていかなければいけないといったこと、それが恐らく子育て世代であれば最高だと。ただ、200人ということは4人世帯であれば50世帯、50世帯を割り算すれば週に1世帯ずつというのは大変厳しい目標かなとは思いつつも、目標がないというのはもっと駄目でございますので、1週間に1世帯の移住者を迎え入れる、これはすごい高いハードルだとは思いつつも、例えばそのぐらいあれば人口減少を押しとどめることができるという理論のようですので、そういう数値も精査しながら数値目標も立てていったほうが、我々も目標ができたほうがいいのかと思っていて、少し研究しているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 米木正二君。

○13番（米木正二君） この問題はなかなか難しいとは思いますが、町長を筆頭に担当課が連携して、町として総合的な視点に立っていろいろな施策を進めて、この課題に真正面から向き合ってほしいということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、13番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。午後1時時まで。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告10番、4番佐藤圭介君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 佐藤圭介君 登壇〕

○4番（佐藤圭介君） 今定例会一般質問最後となります。

私は、本日、大綱3問につきまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、これは9月の定例会でもこのテーマでさせていただきました。北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組についてということで、12月の啓発週間が終わった段階での振り返りといえますか、今後に向けてのことについてお伺いをしたいと思います。

昨年12月の当該週間における取組について、以下の質問をいたします。

①取組の成果（署名数など）はどうだったのかということ。

②今後も継続した啓発活動が必要と考えますが、新たな取組など計画はあるのかお伺いをいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） それでは、佐藤議員からは北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組についてということでご質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、小項目で2点、順次答えさせていただきたいと思います。

昨年12月の北朝鮮人権問題啓発週間における加美町の取組成果についてお答えさせていただきます。

町としては、当該問題を風化させないため、町民への周知・啓発及び署名活動の2つの取組を行っております。

1つ目の周知・啓発に関わる取組として、令和7年12月10日から16日まで、中新田図書館で拉致問題に関するパネルの掲示と関係図書の展示を行わせていただきました。また、広報かみまち12月号及びホームページに関連記事を掲載し、当該問題の周知を図っております。

2つ目の署名活動につきましては、令和7年12月10日から16日まで、町内7施設に署名用紙を設置したほか、議員の皆様や町職員に対して署名を募った結果、279筆の署名が集まりましたので、令和8年1月13日に支援団体である「北朝鮮に拉致されたすべての人を救出する宮城の会」にお渡ししております。

ちなみに、1月13日に来庁していただいたのは、家族会元事務局長の増元照明さん、特定失

踪者家族会会長の今井英輝さん、北朝鮮に拉致されたすべての人を救出する宮城の会の安藤哲夫さんにご来庁いただいております。

次に、今後の取組や新たな取組についてお答えさせていただきます。

当該問題につきましては、これまで町の行政としての取組が不足していたこともあり、町民への意識の醸成が十分でない状況であったと考えております。今回は、町の広報紙やホームページでの周知だけではなく、図書館に特設コーナーを設け、関係図書の展示とパネルの掲示を組み合わせることで、より町民への訴求力を高めることができたと考えております。

今後は、この取組を継続し、毎年12月10日から16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせ、当該問題への意識醸成を図っていきたいと考えております。

また、新たな取組としては、今年1月13日に署名簿の執行のため来庁した北朝鮮に拉致されたすべての人を救出する宮城の会の先ほどご紹介した方々ですが、面談を行った際に、拉致被害者の方を招きして講演会を行うことなどについて情報交換をさせていただきました。今後とも支援団体の方々と連絡を取りながら活動を続けてまいりたいと考えております。

この講演会の依頼ですが、具体的には私から増元さんに、拉致被害者の曾我ひとみさんであったりまたは蓮池 薫さんなどをお招きできないかと、お招きして講演会などの開催はできないかといったようなお話をさせていただいたときに、手続または日取りさえ決まれば喜んでといったようなご回答もいただいた次第ですので、実現することができれば、北朝鮮の人権侵害への関心を町民の皆さんに大きく知ってもらう一つの契機になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） 今、るる説明をいただきました。9月の一般質問で取り上げさせていただいたことが功を奏したのかどうか、パネルの掲示であったり図書の展示、中新田図書館には私も行かせていただきましたが、例えば図書の展示ではこれだけの書籍があるのかなということも感じましたし、1冊でも町民の皆様に手に取っていただく機会ができたのであればよかったなと感じているところであります。

そして、本年度は救う会宮城に279筆の署名の提出があったということ、昨年度は新聞ベースで30筆ということでございましたので、かなり多くの方々にご署名をいただいたと受け取っていいのか、それとも、もうちょっと何かやれたのではないかなというような気もいたしますが、その辺、担当はいかがお考えでしたでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君）　今回279筆ということなんですけれども、署名をいただくと同時に、この問題の形骸化、町民の皆さんに改めて知ってもらいたいというようなこともあります。まだ私の頭の中だけですけれども、回覧等とかで署名を募るというようなことも実態の広告も含めましてできないかといったようなことを考えている次第でございます。

○議長（味上庄一郎君）　佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君）　まさにそのことでした。どうしても町の施設まで行って署名をするといったことができない方々もいらっしゃるし、あるいは例えば北方領土返還運動の署名などは回覧で回ってきたりとかしておりますので、それを待っていたんだというような方の中にはいらっしゃるしまったので、そういったことも今後考えていただければいいのかなと思ったりもしております。

それから、もう一つは、よく仙台なんかでは七夕であったりとか、この啓発週間などもそうですが、つじに立ってご署名をいただくというようなこと、テレビなどで報道もされているところがございます。同じようなことを加美町のどこでやるのやとなったときに、なかなか人が集まる場所、人通りのあるところということも難しいのかなと思いますが、例えば昨年ですと12月7日には鍋まつりがあったということ、そういった人の多く集まる場所に、そういった何といいますか、つじに立って署名活動をする、それを誰がするかということも含めて検討は必要かなとは思いますが、そういったこともできるのではないかなと思ったりしております。

それから、もう一つは、とにかく若い人たちの関心が薄くなってきているといった中で、たしかこの問題は、加美町出身の早坂勝男さんが特定失踪者として、拉致された可能性が高いということが分かったときには成人式の中に1ブースをつくって署名活動したといったこともあったかと思えますし、うちの娘が成人式のときにそういうことをやっていたよねというようなことを声がけいただいたこともございます。そういったことも含めて考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君）　町長。

○町長（石山敬貴君）　了解いたしました。様々な機会で署名活動、もちろん誰が主体的にやるかとかという調整は必要かと思えますけれども、ご提案いただいたことはどれもこれも可能かと思えますので、全て前向きに検討させていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君）　佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君）　ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それともう一つ、これも一般質問で取り上げたことから中新田中学校の先生から声がけをい

ただきまして、実は毎年、自分の授業の中で拉致を取り上げて、拉致問題、めぐみさんの動画を見せながら授業を行っているんだというようなことでお声がけをいただきました。その授業が先日あるということで、そこをのぞかせていただいてまいりました。授業としては、1時間授業の中で「めぐみ」というアニメを生徒たちに見せて、そして感想を生徒たちに述べてもらうというようなことで、テーマは家族ということの中で拉致被害者のめぐみさんの問題を考えていただくというような内容だったかと思うんですけれども、その感想を一部、聞いてきたところをまとめておりますが、家族の大切さを学んだとか、それから、自分のうちはめぐみさんと全く同じ家族構成だった。ぜひうちに帰って親ともいろいろと話し合ってみたいというようなこと。それから、横田めぐみさんのお父さん、お母さん、この2人の行動はすごいなと思ったというようなこと。これは生徒だけではなくて、生徒を通して親世代にもこの問題を啓発するには学校の授業の中で取り上げていただくというようなことも重要といいますか、効果のあることなのかなと思いました。

この辺、教育長、何かございましたらお願いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先日、佐藤議員が中新田中学校をご覧になったということで聞いておりましたけれども、そういう題材を身近に捉えて、家族と共に家族について考えるというのは貴重な機会だと思っております。そういうところで、拉致被害者の件も含めて真剣に親子で考える、そういう機会を今後継続していくことも大きな意味を持つと思っておりますので、今後さらに子どもたちのために、学びに効果あるいは意義があるものをいろいろご提案いただければいいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） すいません、急な指名で申し訳ございませんでした。

ぜひ、先ほど町長からお話がありました曾我さん、蓮池さんの講演会というものが実現した際には、ぜひ、中学生ぐらいからだったら話が分かる部分もあるのかなと思いますので、そういった声かけもしていただければよろしいのかなと思っております。ぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。

この問題、何度も申し上げますが、先日、横田めぐみさんのお母様、早紀江さんは90歳になられたということ、高市政権が発足したということで、その絡みで家族会との懇談の様子も出てきたわけですが、とにかく早い解決が求められます。そのためには国民一丸となった救出活動をするということはとても大事なことだと思いますので、今後ともこの件に関心を持ってい

ただいて全町一丸となって取り組んでいただく体制を取っていただきますようお願いをしたいと思います。

続きまして、大綱2問目に移らせていただきます。

中学校部活動の地域展開についてということで、午前中、既に早坂伊佐雄議員の質疑の中で濃いやり取りがございました。改めて私からというのもちょっと、どのような形で質問しようか、教育長の答弁を聞いた中で考えながら進めたいと思いますが、通告書について読み上げたいと思います。

教育民生常任委員会では、昨年12月、教育委員会担当者同席の下、PTA役員、保護者及び教職員との意見交換を実施しました。費用負担の増加や任意加入制による生活習慣の乱れが生じないかといった懸念、これは保護者からの懸念でございましたが、あるいは負担軽減といいながら実際には地域クラブの指導者登録せざるを得ない現状、これは教職員からのものでございましたが、それぞれから切実とも言える意見が数多く出され、現場の本音が浮き彫りになったと感じております。これらの意見をどのように受け止めたのか、所見を伺います。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願ひいたします。

大綱2問目、学校部活動の地域展開についてお答えいたします。

まず、教育民生常任委員会でPTA役員及び教職員との意見交換会を実施し、様々なご意見をいただきましたことに御礼申し上げたいと思います。

改めまして、部活動の地域展開に関する保護者や教職員の率直な、また切実な思いが伝わってまいりました。それぞれの立場において不安を抱えている方が多いことも事実として受け止めております。また、今後、本格的に部活動の地域展開を推進する上で大変貴重なご意見をいただいた思いでおります。

令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が策定された前ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、全国各地で部活動の地域クラブへの移行に向けた実証事業が行われてきました。

加美町でも令和6年度に学校部活動地域展開推進協議会を設置し、実証事業の準備をスタートさせました。そして、令和7年度には加美町の学校部活動と地域クラブ等の方針を策定し、地域クラブの国や県の考え方や町の方針について、各学校の先生方やスポーツ少年団等の指導者の皆さんに周知を図るための説明会を実施してまいりました。また、器械体操、カヌー、陸

上競技については、地域クラブを新設し、10月後半から活動を行っております。この実証事業の中で、運営・指導体制の整備や費用負担の在り方など、やってみて見えてきた課題も出てまいりました。

そのような状況の中、昨年12月、スポーツ庁と文化庁は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドラインを策定し、全国の教育委員会に通知され、令和8年度から6年間で部活動の地域展開を着実に進めるための具体的な道筋が示されました。

新ガイドラインで最も実務的に重要な変更は、市町村等が改革の責任主体になる、専門部署を設置する、認定地域クラブ活動制度の新設の3点です。この認定制度は、地域クラブ活動を担う団体の申請を受け、市町村等において審査の上、認定するというものです。

現在、教育委員会が中心となって、新たなガイドラインの方針を踏まえ、令和8年度のスタートに向けた準備を加速させております。推進体制の改善として、町教育委員会が責任主体となり、基本計画、組織、推進計画の見直しと作成、改めて学校、地域関係団体との連携の下、持続可能な体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的体制につきましては、教育委員会が実施主体となり、スポーツ少年団、かみジョイ、競技団体や文化団体が運営団体となり、町教育委員会が認定した運営団体が地域クラブとして活動することになります。また、実施主体となる教育委員会は、運営体制や指導者の確保と質の担保、活動中の安全や保険加入の仕組みづくり、さらには保護者負担への配慮や、経済的事情によって参加格差が生じないための対応などについて、責任を持って進めてまいりたいと考えております。

学校における部活動の関係につきましては、教職員の負担軽減と教育の質の確保の両立を図りながら学校と地域の役割分担を丁寧に整理し、段階的に進めてまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、部活動の地域展開を単なる部活の移行ではなく、子どもたちの学びと成長を支える教育の一環として位置づけ、課題を一つ一つクリアしながら、学校地域関係団体との合意形成を図りながら部活動の地域展開を着実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） 説明ありがとうございました。

午前中の質疑の中で、言ってみれば根本から見直していくといったこと、体制づくりも時間をかけてしっかりしたものにしていくというようなことであろうかと思えますし、私もいろいろ説明を議会に来てから聞いておりました。こう言っではなんですが、聞くたびにどんどんた

まっていくなようなイメージもございましたし、保護者、それから先生方との意見交換会の中でもそれは同様でありまして、なかなか、一番理解していなければならない方々が理解をしていないというようなこと、これについては一度立ち止まって、新たに構築し直すべきだなと感じておりました。

その中で、教育長から意見交換会の受け止めを聞いたわけですが、私が一番引っかかるところは任意加入制であるということです。もちろん、やりたい、やりたくない、いろいろあるでしょうけれども、少子化によって実際に部活動をする子どもたちが少なくなっている、ましてや少子化の中で、やる、やらないとなってくると一つ一つの部活動の人数が限られてくる、そうすると試合をするどころか、練習できる、できないといったことも出てきます。

それから、もう一つ、指導者と少し話をしたりしたこともあるんですが、部活に入る入らないは自由ですよと、そうすると次は、今日は部活があるんだけど、そこに参加するかしないかも自由だとなってきたらというような話、さらにその後はどうなるのかなと思ったら、練習に参加しても、その練習のメニューによって、私はこれをしたくないからしない、自分のやりたい練習だけをするということになっていくんじゃないのかなというような懸念を持ったところでございます。

任意加入の背景といいますか、分かるような気もするんですが、その辺、任意加入といったことに踏み切った理由について教えていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ありがとうございます。

任意加入については、部活動そのものが強制ではなく、本人の自主性に任せられているという流れがありまして、この管内では加美町が最後に任意加入に進んだ経緯もございます。

そういう中で、部活の存続とか、参加人数の減少もある程度予想される中で、加美町はまだまだ部活が熱心な地域ではありますけれども、しっかり子どもたちが目標を持って部活動に参加するような部活そのものをつくり上げていって、子どもたちにとって魅力のある地域クラブあるいは部活になるような努力をしていかなくてはならないのかなと思っているところです。

実際、任意加入になって様々な課題も出るかと思います。そういう中で対応もしっかり考えていきたいなと考えているところです。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） そうですね、任意加入、強制ではないというようなところ、もちろん理解しておるんですが、ある意味では、どこかの部活に入らなければならないということの中で

たまたまその部活を選んだ、選んだことによってその競技の魅力であるとかそういったものに、何と言ったらいいいですかね、はまっていくといいますか、流される力とかと言うかと思うんですが、自分が求めたものでないにしても、その中に入ることによってどんどん流される、その中でいろいろなものを吸収してそれを力にしていくというような考え方もあるのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうかね。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 実際やってみて面白さに気づくということもあると思います、確かに。

そういう中で、地域クラブについては、例えば平日の部活と土日の地域クラブは別の種目を選んでもいいというところもありますし、様々な選択肢が出てくれば、子どもたちが選べるものが増えれば加入率も多くなるのかなと思っていますし、子どもたちのニーズに合った地域クラブあるいは部活動にしていくことが重要なのかなと考えているところです。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） いろいろな考え方がある中で、どうも最近はいろいろな選択肢を与えてあげて、なかなかどれも選べないというような、結局選べなくて、さらに任意加入、入る入らないも自由だよとなってくる中で、これは保護者の意見の中にございましたけれども、何もしないで、うちでスマホばかりやっていると。特に鳴峰中学校、小野田中学校時代からですが、ほとんどの生徒がバスで通学をする、下手すれば、うちの前にバスが来て、バスに乗って中学校の玄関まで行って、ほとんど歩くこともないというようなこと、これが一時期、肥満の原因ではないかといったこともあったかと思います。そういった中で、運動する習慣づけといいますか、これはある意味、強制と言ったらあれなんです、しなければならないこととして、若いうちに植えつけるということも大事なのではないかなと思っております。そういったことも含めて、いろいろ任意加入のことについては、もし再検討する余地があるのであれば少し考えていただければと思います。

それともう一つ、せっかく一回リセットするというような話であつたら、共通の理念といいますか、部活もそうですし、地域クラブにどういった理念を求めていくのかということもしっかりと整理をする必要があるのかなと思っております。

これは、先月でしたか、大崎市で部活動に係るフォーラムというのがございました。私も参加をさせていただきまして、話をる聞かせていただきました。大崎市ではこの4月から完全実施というようなことで動いているかと思いますが、その全てが加美町に当てはまる、人口の規模等、それから広さも違いますので、なかなか一概にそれをまねして進むというわけにはい

かないだろうと思います。

そして、1つの地域クラブの発表がありました。これは、活動の理念といいますか、成り立ちからしても参考になるものだなと感じましたので、少しお話をさせていただきたいと思いますが、全ては子どもたちのためにということが最も中心となるべき理念として掲げられています。これは野球のクラブでありますけれども、野球を学ぶのか、野球で学ぶのかということ、つまり野球は目的ではなくて手段だということ、これをきちんと位置づけた中で、指導者、保護者、あるいは子どもたち、生徒たちも共有しているということでもあります。もう一つ、野球は社会の縮図なんだということ、野球での学びを通して社会で生きる力を養う、このことを目的にしているということでありました。具体的には、例えばカバーリング、約束を守る、仲間を助ける、そういったことを常に心がけるということ、あるいはよく言われます「ハウ・レン・ソウ」の報告・連絡・相談を大切にすること、あくまでも社会に出たときにどういった人であるべきかということ、このことをクラブの理念に据えているということ、大変素晴らしいなと思いました。

こういったことを関係する団体あるいは地域全体で共有できれば本当に素晴らしいクラブ活動ができるんじゃないかなと思っております。この辺、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 貴重なお話、どうもありがとうございました。

私も教職現場におりまして、部活動等の指導もやってまいりました。校長をしているときに、野球の甲子園常連校の監督に講演に来ていただいて、校長室で「野球をやる目的はどのように指導しているんですか」という質問をしたところ、監督は「甲子園に行くことを目標にしている。君たちがいいおやじになるためにというところを目標に子どもたちに指導している」という話をしていました。まさに佐藤議員が言ったように、野球を通して目指す生き方、一人前の立派な大人になるためという目的でやっているという同じような考えだと思います。

そういう中で、私が常に思っているのは、特に中学生までは体、心あるいは頭を鍛える大切な時期なので、この時期にしっかり体を鍛えないと、あるいは頭を鍛えないと、あるいは心を磨かないと大人になってからあるいは高齢になってからその後遺症が出てくるというのは間違いない、医学的に示されているところなので、私も現職時代、今しっかり勉強しないと早く認知症になるよとか、あるいはしっかり体を動かさないと介護年齢が早まるよという話をした記憶があります。

子どもたちが運動あるいは文化面でやりたいと思うようなきっかけづくりは指導者にとって

物すごく大きな使命なのかなと思っているところですので、これからつくられていく地域クラブにとりましても、しっかりした理念を持って、子どもたちに影響を与え、健やかな成長につながるような地域クラブができて、さらにそれを継続していってもらえればいいのかなと改めて思ったところでした。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） すいません。釈迦に説法だったなと反省しております。

そういったことで、子どもたちの健やかな成長のために、部活動の地域展開は必要不可欠なものなんだという思いは共有しておりますので、今後ともいろいろと情報交換をしながら、いい形に進めていきたいと思っております。

最後に、これは……、すいません、時間もあれなので次に移らせていただきたいと思います。

大綱3問目、施政方針の中で薬菜施設群の誘客策についてということで、施政方針（観光）において、抜粋になります、「薬菜施設群においてはコンセプトをHealth and Kids（健康と子ども・子育て支援）に施設の方向性を定め直し」とございます。具体策を伺いたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

薬菜施設群の誘客策についてということで、施政方針の中で今後の薬菜施設群のコンセプト「Health and Kids」というのはどういうことかというようなご質問に対して答えさせていただきたいと思います。

薬菜施設群においては、やくらいガーデンのように誘客に対するアイデアなど企画に工夫を施し、誘客を伸ばしている施設もある中、加美町振興公社が管理運営する施設群のように、施設開業から30年近くが経過し、コンセプトも変えることなく、現在の時代背景では誘客に苦勞し、維持管理が課題となっている施設もある状況であることから、誘客に対しまして新たなコンセプトをHealth and Kidsとして、健康と子ども・子育て支援の方向性でコンセプトを捉え直していけないかといったようなことを施政方針で述べさせていただきました。

具体策としましては、令和7年12月16日に町は健康づくりのための包括連携協定をタニタヘルスリンクと締結し、テレビなどでも報道されました。同社との連携は話題性があり、反響も大きいことから、観光面においても好機と捉えております。

そこで、現在のニーズに合った施策として健康と子育てに着目し、総合交流ターミナル施設内の例えばレストランぶな林の営業方針であったりとか、開業当時の地ビールと地元農産物のレストランのコンセプトを残しながら、健康面を観光に生かし、または子育て世代をターゲッ

トとした施設運営に定め直していけないかと考えているところでございます。

この1月にはタニタヘルスリンクに総合交流ターミナル施設などを視察していただき、併せまして今の時期に販売される町内酒蔵の酒かすなども視察していただきました。

現段階では同社が東京などで営業しているタニタ食堂なんかの協力を得ながら、加美町の食材を活用した大人用と子ども用のメニュー開発であったりとか、タニタ監修の健康メニュー開発など、協力体制を構築できないか模索しているところでございます。

来年度の大きな目標としまして、このコンセプトに従って、例えば今はボルダリング施設がお休み状態になっていますけれども、例えば室内遊具場などに改装できないかとか、そういったようなことも含めまして、まず子どもたち、そして健康、この2文字で、公社が管理する観光施設群を中心に、新たな誘客、新たな層をターゲットに、お客さんに来ていただけるようなソフト的な変化、ソフト的な改善というものを図っていきたいと考えている次第でございます。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） 新たなコンセプトということでいろいろとご説明をいただきました。

すいません、ずっと薬菜、言ってみれば薬菜の住人であそこにいるわけですが、今までの薬菜のコンセプトは何だったんでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

今までの薬菜のコンセプトでございますが、私が分かっている範囲では、リゾート開発の中の一つで「自然と融和した観光地」という言葉は覚えがあるところでございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） すいません、意地悪な質問で。

雄大な自然の中に温泉があり、あるいはアウトドアであったりとか、そういった中でお客さんを呼び込んできたというようなことでございますが、近年、その施設群、特に温泉施設あるいはやくらい土産センターは、高齢化によって、なかなかそこでお金を落としていってもらえる能力というものが低下してきております。土産センターにおいては株式会社化を検討するというようなことで進んでいるようでございますが、そういったことも含めてHealth and Kidsというようなコンセプトの中に入っていくものかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 入れていきたいなと私は強く思っているんですが、薬菜施設群も広大で

ございます。ですので、まずはどこか尖らせていくということが重要だと思うんですね。一遍にボトムアップをするというようなことは予算的にも人的にもなかなか難しいので、ストレートなお話をさせていただければ、私は休止しているボルダリング施設とぶな林、ここを例えば頭の中にあることを紹介させていただきますと、あそこに例えば子どもたちが安心して遊べるような遊具施設をつくります。遊具施設をつくるということになれば、子どもたちは自分たちだけでは来ません。となればご家族も来る、ご家族が安心して子どもを遊ばせながら隣のぶな林で食事をする、しかしながらぶな林の食事というのも、今回タニタが入ってくださっていますからご協力なんかを得ながら、健康に特化した食事ができる、お客様が来れば当然帰りに買物をとったような動線を引っ張って、土産センターでお買物をとったような誘客もできるかと思っております。

さらに、近年、これは何度も指摘されているようでございますけれども、夏は暑くて、プールがなかなか使えないということで、菓葉のプール施設が再評価されているといったようなこともあります。ですので、例えば一回お客様に来ていただくような動線ができれば、プールに来てくださる方も相乗効果で増えてくるのではないかとといったようなことも考えます。

例えばHealth and Kidsというコンセプトで考えていけば、実はこれは公社の幹部の方々に話しして、そうしますと焦点のターゲット層をどこにするかといったようなことを絞っているようなものですから、新しいアイデアがそちらからも出てきておりますので、そういったようなことを少し絞らせていただいて、ターゲット層を絞って誘客する、そして公社の施設群の活性化にできるだけつなげていくといったようなことのファーストステップを踏み出したいなといったようなことで今回このような方向性ということを提示させていただいているといったような次第でございます。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） もう一つ、これは12月に早坂伊佐雄議員が一般質問の中で取り上げていただいたんですが、11月の教育民生常任委員会の視察の中で、南箕輪村の事業といいますか、紹介があったかと思います。「ママのための湯ったりタイム」ということで、地元の温泉施設を利用して、お母さんと赤ちゃんを町が招待して、保健師、助産師、あるいは保育士が赤ちゃんを預かって、お母さんにはゆっくりお風呂につかってもらって1日ゆっくりとリラックスして骨休めをしてもらうというような事業です。

この村につきましては、特に移住定住促進策を派手にやっているわけではないんですが、いわゆる住民を大事にするといいますか、そこに焦点を当てて、結果として人口が増えている

というようなこともございますので、ぜひそういったことも含めて、まさにHealth and Kidsというコンセプトの中に入るものなのかなと思いますので、ぜひそういったことも検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

佐藤議員から、また12月に早坂伊佐雄議員からいただいた今のお話、アイデア、考え方なんですけれども、まさにそのようなことを絶賛募集中でございまして、今回絞らせていただくことによって、いろいろアイデアも様々な角度からいただくことが多くなってきました。例えばそれですと薬師の湯のことまで私たちは頭が回っておりませんけれども、まさにお母様方のゆったりタイム、カフェですよ、そういうことも考えられますし、例えばカフェということになりますとタニタ食堂のタニタカフェなんかもご提言いただけるというように、どんどんと自分たちが持っているものをジョイントさせていくことも可能かと思っております。

また、薬師の湯の中に、これはある一職員からだったんですが、ジムが欲しいとかというような話も出てきたりといったようなことで、まだ計画の端緒の端緒のさらに先っぽぐらいに就いた段階ですので、機会があれば議員の皆様からのご忌憚ないアイデアをいただければ大変助かりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4番（佐藤圭介君） 次にジムという話をしようと思っていたところで町長から来たんですが、子どもたち、子育て支援ということと同時に、我々年代といいますか、特にこれは農家あるあるなのかなと思うんですが、夏場はとにかく汗をかいて、田んぼ、畑、あるいは私なんかはハウスの中でとにかく汗をかいて痩せた状態、しかし忙しいところが過ぎて11月、12月、1月となるに従ってどんどんどんどん体重が増えていくというようなこと、前からこれはあったんですが、夏場と冬場で体重が10キロぐらい違ったりということもあるんですよ。ところが年が進むに従ってだんだん夏場の体重が昔に戻らなくなってきているというようなこともあります。

こういったことも、健康寿命を延ばすためには冬場をいかに節制して過ごす、あるいは運動できる環境があるかというようなことも少し考えなければならないのかなと思っていたときに、ジムというようなこと。ジムというとなかなか、古川辺りに行くと小じやれたきれいなところが道路沿いから見えたりするんですが、なかなか敷居が高かったり、あるいは古川の体育館なんかに行くとそれなりの設備が整ったところもあるんですが、なかなか通うのも遠いというようなところで、薬業なんかにはそういった施設があれば、同じような悩みといいますか、そうい

った方々が利用するところもあるのかなと思いますので、ぜひそこは検討していただきたいと考えております。

最後にもう一つ、これは薬葉が観光地化してからずっと言われていることであるんですが、やくらいガーデン、裏薬葉も含めた全体的なコーディネートをする組織といいますか、そういった部署といいますか、それがなかったんじゃないかなと思います。その辺もこの際、薬葉にお客さんが来るときというのは、やくらいガーデンで花畑オープンしました、今度4月から、3月からですか、春あかりといったことでライトアップイベント、あるいは冬の星あかり、そういったときにはどんどんと車が上ってくるような状況であるんですが、そういったことをほかの施設で取り組めていないところもあるのかなと思ったりします。そういったことも含めて全体をコーディネートするような組織も必要なのかなと思いますが、この辺の考え方、何かございましたら。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 確かに組織ということも必要ですし、まず目的としまして、連携という言葉をいただきました。確かに薬葉の中でこれから連携できる部分というのが随分多くなってくるのかなと思います。例えば、自然共生サイトに荒沢の湖沼群が指定されておりますけれども、こことある意味観光地の一つになり得るところでございます。しかしながら、ガーデンと表薬葉の施設群でどのぐらい連携できているかといいますと、連携できておりません。

さらに、加美町全体に広げていきますと、この前、中新田商店街の活性化委員会で議論になったところで、話になったところなんですが、中新田の商店街や宮崎の商店街と薬葉が連携されているかという、あまりされておりません。実は看板一つ立てるだけでも随分違ってくるのかなと。例えば薬葉に来た方に、帰りの下り坂に「帰りは宮崎商店街または中新田商店街でお買物を」なんていう一言だけでもあれば随分違ってくるのかなと考えておったところでございます。

いずれにしても、組織化というか、どう連携を図るかという組織的なものも必要になると思いますけれども、加美町の中で、または薬葉施設の周辺ということで、どう誘導をかけていくかということの重要性というのを少し基盤に置いて物事を考えていきたいなと思っております。

冒頭になりますけれども、ぶな林とボルダリング施設のところというようなことも言いましたけれども、あそこから土産センターに流すのだって何か工夫を、またはプールに流す、パークゴルフ場に流すというのも1つ2つ工夫をしながら、うまく、全てが点になっていると思うんですね、それをいかに線にして、面にしていくかということがこれからの課題なんだろうな

と思って、そこら辺を重要ポイントの一つと捉えて改善をしていきたいと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 佐藤圭介君。

○4 番（佐藤圭介君） ありがとうございます。

ぜひ集客に向けて様々な知恵を出し合いながらやっていければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、隠れた名所になり得るのかなと思うんですが、薬葉ウォーターパークの北側に桜がたくさん植わっているのはご存じでしょうか。なかなかあれを活用できてないのかなと思うのですが、ぜひあの辺も、せっかくきれいに咲いているのに、あそこにどうやって行ったらいいのかなというような、花見でもして、せっかくきれいに咲いている桜を生かせるようなことができればいいのかなと思っておりますので、その辺もぜひ検討していただければと思います。

以上、ちょうど時間も残り1分ということでございますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、4 番佐藤圭介君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後2時10分まで。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 議案第5号 加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、議案第5号加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第5号加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案件は、加美町有害鳥獣解体処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるための提

案でございます。

近年、本町におきましては、ツキノワグマやイノシシ等の有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響が深刻化しており、捕獲頭数も年々増加傾向にあります。これまで捕獲後の個体処理につきましては捕獲者及び関係者の多大なるご協力の下に対応してまいりました。

しかしながら、作業環境の確保や衛生管理、さらには処理能力の面において、より安定的かつ安全な体制の整備が喫緊の課題となっております。また、感染症対策の徹底や悪臭の防止など、周辺環境への配慮を十分なものとするためには専用施設による一元的な管理が不可欠であります。

このため、本町において有害鳥獣解体処理施設を整備し、町が主体となって適正な管理運営を行うことにより、捕獲から解体処理に至る一連の業務を円滑かつ確実に実施するとともに、地域住民の安全安心の確保及び農業被害の軽減を図るものでございます。

本条例は、当該施設の設置、管理、運営その他必要な事項を定め、施設の適正な利用と円滑な運営を確保することを目的として制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 条例の最後に委任第10条というのがありまして、管理等は規則で定めるとあります。それで、その前に行きまして、第4条使用の届出、あと第7条原状回復の義務と。まず管理、委任とありますけれども、どこか団体、いわゆるここで言う施設を利用できる範囲というか、使える方、要するに加美町鳥獣被害対策実施隊員に任命された者ということで、この団体に委託をして管理とかそういったことをするのか、それとも町が直接やるのか、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

まず、この施設の管理につきましては、町直営で管理する計画でございます。その場合、この施設を利用できるのは加美町鳥獣被害対策実施隊員の方ということで、利用する際は町に届けてもらうと。

条例にあります第10条の委任につきましては、この条例で定めていない部分、例えば利用時間であったりそういったところを規則で定めるという意味でこのように設けております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 9 番木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） 先日、公園のテニスコートですか、そういったものを使うときの申込みとかいろいろ話題になっておりましたけれども、使用の届出は、そうすると役場の農林課に届けるとか、それで、先ほどお話しした原状回復の義務のところ、要するにきれいに使って、きれいにした状態に戻してくださいと。この辺、使った後、どのように清掃しているとか管理しているというのは、町で見にいたりとかするのか、その辺の具体的に使う流れをお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

実際使う場合、利用者につきましては施設の鍵を借りていただくことになりますけれども、その鍵を農林課に借りに来るというのは、立地上、時間がかかりますので、その辺の鍵の貸し借りににつきましては宮崎支所をお願いしたいと考えております。

清掃でございますけれども、まず施設を利用する前に実施隊の方々に施設の利用上の説明なんかをしたいと思っております。今度、利用が始まってから当面の間、その利用状況、清掃の状況であったりとかそういったものを当面は農林課で確認が必要かなと思っております。ある程度、隊員の方々がきれいに清掃できるという体制を整えば、あとは特に農林課で一々確認するとかそういったものはなくなると思いますけれども、当面はその辺、確認が必要かなと思っております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 9 番木村哲夫君。

○9 番（木村哲夫君） 最後、時間といいますか、使える時間といいますか、詳しく分からないですけれども、鳥獣を捕獲したときに、ある程度早く処理しなければいけないとも聞いていますし、その場合に、鍵を借りに行ったり、解体した後に鍵を返したりとか時間的な制約とか云々が出てくるんじゃないかなと思って、その辺どのような体制といいますか、管理をされるのか、その点お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

時間につきましては、今のところ、こちらとしましては8時半から5時の範囲と考えておりますけれども、実施隊の方は朝早くの見回りで捕獲なんかも実際されておりますので、その辺は利用する方々のいろいろ声を聞きながら調整なんかも必要かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町有害鳥獣解体処理施設条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 加美町区長等に関する条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第4、議案第6号加美町区長等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第6号加美町区長等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

近年、急激な物価高騰に加え、災害や鳥獣被害が増加し、行政区内の巡回や町との連絡調整、会議への参加など、行政区長の負担が増えている状況にあります。

区長報酬については、基本額、世帯割額、距離割額の3つの算出基準の合計額とする方法を採用して以来、10年近く同じ基準を用いてまいりましたが、この状況を鑑み、区長報酬の一部を見直すものでございます。

改正の内容は、物価高騰を考慮し、基本額を年額37万8,000円から39万6,000円に5%増額するほか、距離割額の一部について会議や巡回の増加に対応し増加するものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まず、報酬を改定したことによって年額でどのぐらいの財政的な増加に

なるのか、1点。

それと、区長会などでこういった方針をある程度説明して、区長のご意見も伺ったのか、その2点お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

全体額としての金額なんですけれども、令和7年度概算額と比較しまして1行政区で大体3万円から10万円程度の増額になります。推定報酬額は、100世帯で距離を平均とした場合、年額66万8,000円から72万2,000円程度になるというような状況でございます。

2点目の区長からの意見聴取、説明ということでございますが、11月に区長会の役員を中心に7名の区長にヒアリングを実施しております。区長業務の実態を把握するというような、そんな内容で聞き取りを行っております。それらを基に12月に区長会の情報交換会という場で皆様がいる前で内容について説明をさせていただき、財政当局に令和8年度要求ということで、総務課で計上しますという説明をしているというような状況でございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長に申し上げます。1人当たりの増加額じゃなく、全体でどのくらい増えたのかということを質問していると思いますが。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 全体というところでは、資料を持ってきていませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町区長等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町区長等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、議案第7号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第7号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

社会における抜本的なデジタル化の必要性が高まっている中、国民の利便性向上等を図ることを目的として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用を可能とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日から施行されたことに伴い、加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料として改正の概要と新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第6、議案第8号加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第8号加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられた公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、同日から施行されたことに伴い、加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町議会議員及び加美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 加美町立認定こども園設置条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第7、議案第9号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第9号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についてご説明を

申し上げます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業として創設されるとともに、同法による児童福祉法の一部改正において、市町村による認可事業として位置づけられました。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から同法に基づく乳児のための支援給付として全国の自治体で実施されます。

これにより、本町でも令和8年4月1日より町立認定こども園において事業を実施することから、当該基準を定めている条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町立認定こども園設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町立認定こども園設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで、総務課長より答弁漏れについて発言の申出があります。これを許可いたします。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

先ほど区長会の報酬の条例改正の際に、木村議員から令和7年度の予算額と令和8年度の差額はどの程度あるのかというご質問を受けまして、回答を保留させていただきました件についてでございますが、414万3,000円の増額となるという予算で計上している状況でございます。

ただし、世帯数が変わったりするので、各行政区の数値については多少移動する可能性があるということを申し添えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。

日程第 8 議案第 10 号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第 8、議案第10号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第10号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、改正が行われており、当該基準等を踏まえて定めている条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の対象となる条例は、加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を含む4つの条例となります。

議案資料として改正の概要と新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 児童福祉法の改正が行われたことによって、2つの要件を満たすように条例を改正してほしいということがありましたが、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設することとあるんですが、この条文はどこに創設されたのか、ちょっと探しかねたので、それをどの条例の何条に創設されたのか教えていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

大変分かりにくい構成になっております。児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、こども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が昨年9月に公布され、同年10月1日に施行されたため、条例の一部を改正するものでございます。

児童福祉法の改正によりまして、先ほど議員おっしゃられたとおり、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、それから通報義務等の対象となる施設、事業が追加されております。また、この通報を受けて必要な措置等を講じる所管行政庁についても新たに規定されております。

法改正に伴って、これらの内容等を定めた児童福祉法第33条の10第2項及び第3項に詳細な文言が書かれておりますが、これが追加されたことを受けまして、条文中の「第33条の10」を「第33条の10第1項」と改めたものでございます。それに伴いまして、本町で関係する条文第1条から第4条までを改正いたします。

ちなみに、第1条に関しましては乳幼児健診の代替について掲載されております。

それから、第4条については関係条文の文言修正ということで、今回かけております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 説明をお伺いしましたが、例えば14ページの第25条虐待等の禁止とか、こういった項目があちこちにたくさんあるんですが、通報義務についての条文を探すことができなかったの、後でもいいですので教えてください。

それから、私がとても気になるのは、虐待等々の事件が昨今頻発しているわけなんです、それが保育士とか介護士の個性とか個々人のせいにされて事件の終結を見てしまったりすることがままあるわけなんですけれども、こういった施設において虐待が起こる背景についてはどう考えられているのか、それを防止するためにはどういったことが必要だと考察されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） それでは、簡単に現状、背景からご説明させていただきます。

議員おっしゃったとおり、保育所等における虐待等の不適切な事案が相次いだことから、子ども、保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う子どもを預けられるような環境の整備が必要とされております。

これまで、児童養護施設や障がい児施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられておりました。しかし、保育所等においての虐待等についても同様の仕組みを設ける必要があるとされました。

今回改正の内容では、保育所等の職員による虐待について5つの規定を設けております。虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報の義務、2つ目が県や町、事実の確認、それか

ら児童の安全な生活環境確保のための必要な措置、3つ目に、措置に対する、町でしたら町の児童福祉審議会等への報告、それから県による虐待の状況等の公表、それから国による調査研究、そういったものが義務づけられております。

専ら保護者と離れた環境下にありますので、議員ご心配されるように、こういったことがなければ一番よろしいのですが、本町においてこういったことをなくすために、公立、私立の園それぞれいろいろ虐待防止のための取組をしております。定期的に研修等への参加をするであとか、私立、公立とも全国共通のセルフチェックによって実施しております。人権擁護のためのセルフチェックということになります。それから、グループで、職場全体で、こういった虐待をしないように、虐待になるようなことをしないようにということでの研修が頻繁に行われていると伺っております。

それから、いろいろ心配されるのが、職員の過重労働ということがよく言われるんですが、本町においては、公立、私立園ともに職員の配置についてもそういった苦しい状況ではないと伺っております。

○議長（味上庄一郎君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 一番最後におっしゃっていただいたことについて、すごく気になっていてわけなんです、労働環境等の待遇問題から来ることもかなりあるのかなと、あとは職員間の人間関係とか、そういったことから虐待等に移行していくということもあり得るのかなと思っておりますが、そういったことがないような人間関係とか職場環境づくり、あるいは待遇についても……。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤議員に申し上げます。条例の改正内容についての質疑をお願いしたいのですが。（「分かりました」の声あり）

○8番（伊藤由子君） その背景にあることについて気になっておりましたので、発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 加美町子育て応援出産祝金支給条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第9、議案第11号加美町子育て応援出産祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第11号加美町子育て応援出産祝金支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は、出産に伴う経済的負担の軽減をより一層図るとともに子育て支援の充実を図るため、出産祝い金の支給額や支給方法を見直しするものでございます。

本町では、子育て家庭の経済的負担軽減と安心して出産・子育てができる環境づくりを目的として出産祝い金を支給しております。

しかしながら、近年の物価高騰や生活必需品価格の上昇により、子育て等に係る費用負担も増加しており、子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、所要の改正をするものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番田中草太君。

○1 番（田中草太君） 質問させていただきます。

町長の施政方針の中で、子育て支援を5段階で言えば「3」までは持ってこられたのかなというお話がありました。今回の出産祝い金についてもその中の一環なのかなと思っており、一般質問でもさせていただいておりましたので、上がったことは大変喜ばしいなと思っております。

2つ質疑いたします。

1つ目は、この金額を決めるに当たって参考にしたものがあればご教示いただきたいというのが1つ。

もう一つは、今後さらに改定するという事などを見込まれているかというところ、2点伺えればと思います。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

1つ目の金額を設定するに際しての参考ということで、県内の状況を調べさせていただきました。商品券のみを支給する市町村については3市町ございました。現金のみを支給する市町村については、加美町を含んで15市町がございます。金額設定としましては、お隣の町ですと同じように1人目3万円、2人目5万円、3人目10万円ということでございます。

ただ、本町の場合は、商工振興の意味も含めまして、そのうち商品券も入れているというところでございます。決して高くはなく、低くもないような金額設定だと考えておりました。

2つ目の今後改定の見込みでございますが、限られた財政の中ですので、金額はこの金額でいって、プラス、今回の条例とは関係ないんですが、加美町の6次産業のムラサキオールインワンジェルというものも気持ちとしてつけさせていただきます。そういったところから少しずつニーズを探りながら金額についても考えていきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 1番田中草太君。

○1番（田中草太君） 理解することができました。今後、「5」を目指していくというところで、この内容以外の部分も含めて検討いただければというところと、あとは、せっかく今回大きく上げていただいた部分ですので、ぜひ町内の方だけではなくて、町外の方も含めて広報できるような措置をしていただければと思います。答弁は結構です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町子育て応援出産祝金支給条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町子育て応援出産祝

金支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号 加美町森林等における火入れの規制に関する条例の一部
改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第10、議案第12号加美町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第12号加美町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案件は、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受けて、令和8年1月1日より林野火災注意報及び林野火災警報が運用開始されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容としては、林野火災注意報及び林野火災警報の新設を踏まえ、関連条文へ追記するほか、所要の改正を行うものでございます。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 単純な質問をします。

この条例に、柳沢の焼け八幡、これは条例に該当するでしょうか。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤 勉君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまの質問についてでございますけれども、柳沢の焼け八幡について、これまで森林整備対策室に申請とか届いている事例はございません。ただし、行政区から消防に直接届出をしているというような経緯を伺っております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今の答弁ですと直接消防署に届出しているということは、該当するということで理解していいんですか。もう一回お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤 勉君） 森林整備対策室長でございます。

そうです。場所的なものも、森林区域内にあるものですから、該当するものと認識してよろしいと思っています。

○議長（味上庄一郎君） 7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） この条例に該当するという答弁をいただきました。

そこで、焼け八幡は条例改正で該当しますよということで、団体にその旨を通知しているものかどうか。あわせて、生涯学習課が多分文化財の担当だと思しますので、その辺の打合せなり、この条例改正によってこういう状況が起こりますよというような打合せ等をしているのか伺います。

○議長（味上庄一郎君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（後藤 勉君） 森林整備対策室長でございます。

これまで柳沢へのそういった周知というのはございませんでした。今後、そのような形で周知をさせていただきながら進めたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長です。よろしくお願いいたします。

この注意報と警報につきまして、警報が出た場合、これは中止になるというような話を受けて、柳沢の行政区から当課の文化財係に相談がございました。そこで、森林整備対策室と消防に確認を行った状況でございますけれども、警報が出た場合はどうにもできないと消防から言われたということでございますので、消防では警報が出るのはなかなかないだろうということでございますけれども、これはその場になってみないと分かりませんが、ただ、柳沢地区との調整については行っているということでございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町森林等における火

入れの規制に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 3 号 加美町都市公園条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第11、議案第13号加美町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第13号加美町都市公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

都市公園として位置づけております鳴瀬川緑地あゆの里公園のテニスコート及び野球場につきましては、数年かけて修繕工事を行ってまいりました。一方で、利用料金は平成15年の3町合併以来、据置きとしていること、加えて附帯緑地などの維持管理費用も増額の傾向にあることから、他自治体の利用料金を踏まえ、料金の改正を行いたいと考えております。

あわせて、サッカー・ラグビー場について、近年の利用状況を鑑み、「多目的グラウンド」に名称を変更するほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町都市公園条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町都市公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 4 号 加美町道路占用料等条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第12、議案第14号加美町道路占用料等条例の一部改正についてを

議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第14号加美町道路占用料等条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

国が定めております道路占用料の額については、算定の基礎となる民間における地価の水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映し、適正なものとするため、随時改定が行われております。

今般、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

道路占用料の徴収を定めている道路法第39条第1項及び第2項において、町道などの道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができ、その占用料の額は条例で定めることとなっております。

町が占用料を定めるに当たっては道路法施行令に定める額を参考として設定するよう努めることとなっていることから、道路法施行令の改正に合わせ、道路占用料等条例の一部について改正が必要となったものでございます。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町道路占用料等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町道路占用料等条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号 加美町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（味上庄一郎君） 日程第13、議案第15号加美町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第15号加美町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明を申し上げます。

過疎地域については、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで5次にわたり過疎法が制定され、各種対策が講じられてきました。

今回、加美町では今年度で旧過疎法に基づく計画期間が終了することから、令和3年4月1日に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに加美町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

新たな計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とし、引き続き法に基づく財政上の特別措置を活用しながら、地域の特徴を生かした計画としております。

計画策定の手続につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、加美町過疎地域持続的発展計画の策定について本議会に提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町過疎地域持続的発展計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 令和7年度加美町一般会計補正予算（第12号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第14、議案第16号令和7年度加美町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第16号令和7年度加美町一般会計補正予算（第12号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億5,972万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ160億1,200万7,000円とする補正予算と繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものでございます。

歳入の主なものについては、町税として町民税個人現年課税分1億2,099万1,000円増、固定資産税現年課税分1億3,360万9,000円増、地方交付税として普通交付税2億2,092万3,000円増、県支出金として施設型・地域型保育給付費負担金1,580万2,000円減、寄附金としてまち・ひと・しごと創生応援寄附金780万円増、繰入金として財政調整基金3億5,000万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費で減債基金積立金2,701万8,000円増、地方創生推進基金積立金776万4,000円増、民生費で子ども・子育て応援基金積立金5,375万8,000円増、土木費で道路新設改良舗装工事1,468万9,000円減、鳴瀬川総合開発事業基金積立金483万9,000円増、消防費で草地回復業務委託料482万4,000円減、教育費で若鮎給付型奨学金基金積立金95万5,000円増などのほか、予備費を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 4点ほど質問いたします。

最初に、37ページ、自立支援給付事業の中の障害者自立支援介護等給付事業と、それから同じ項目の中にあります障害児通所施設給付事業の補正になった理由についてお伺いします。

それから、49ページ、住民検診事業、これは一般質問でも気になっているところなんです、1,047万円ほど減になっていますが、見込んでいた検診者数と検診内容についてお伺いします。

それから、67ページ、道路改良事業で工事請負費、道路新設改良舗装工事費が、今紹介もありましたが、1,468万円ほど減になっている理由についてお伺いします。

最後に、75ページの教育環境整備事業で備品購入費が減になっている、児童・生徒・教職員用タブレットの予算が減っていますが、これについてお伺いします。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

私から、37ページ、障害者自立支援介護等給付費の補正予算についてご説明をさせていただきます。

扶助費としまして2,743万円の増額補正を行っているんですけれども、主な増額の要因としまして、障がい者自立支援のサービス給付を行っている事業で重度訪問介護のサービスを利用されている方が1名いるんですけれども、前年度と比較して家庭の状況が変わりまして、サービスを受ける時間が大幅に延長になっているということで、1日平均しますと前年度は10時間だったものが19時間ほど、約20時間のサービス給付を受ける必要があるということでございまして、月額にしますと昨年はおおむね100万円だったものが今年度は180万円に増額になるということで、80万円の増となります。年間にしますと約1,000万円の増額補正になるということでございます。

もう1点、短期入所の利用者数の増加ということで、昨年度は24人で積算をしていたんですけれども、今年度は月にして31名ということで、7名の増加ということで、こちらは当初予算に比べますと400万円の増額を見込んでおります。

もう1点、就労継続支援B型のサービスを受けていらっしゃる方なんですけれども、対象人数が年で比較しますと30名ほど増えているということでございまして、その部分で約500万円ほどの増額を見込んでおります。

そういった増額の要因に伴いまして2,700万円ほどの増額をさせていただいているということでございます。

2点目でございます。

障害児通所施設給付費394万4,000円の増額の理由ですけれども、児童発達支援の就学のサービスを受けていらっしゃる方のサービス費なんですけれども、当初予算では前年対比6名減で見込んでいたんですけれども、新年度に入りましてから前年度とほぼ同人数がサービスを受けていらっしゃるということで、当初予算と比べますと1,000万円ほどの増額補正を行っております。

そのほか放課後デイサービスについては当初見込みのとおりということでございまして、前年度と比較しますと総額で7%ほどの増額を見込んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 保険健康課長。

○保健福祉課長（武田明美君） 保険健康課長でございます。

2点目の49ページの住民検診事業の1,047万円の減についてご説明させていただきます。

この事業につきましては、20代の国保の方、30代の社会保険の扶養の方、生活保護の方、それと各種がん検診が住民検診に入っている事業になります。

需用費と役務費におきましては、議員お見込みのとおり、見込んだ件数より受診者が少なかったため、封筒・印刷代、それから郵券代が少なくなったというものでございます。

委託料に関しましては、がん検診が計上した額の平均6割、60%ぐらいで、検診がならなかったということで、特に多かったのが胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診が思ったほど伸びなかったというものでございます。

負担金のがん患者医療用ウィッグ購入に関しましては、市町村振興総合補助金を活用しておりまして、3分の1補助をいただいている事業になります。こちらも予算では17件を見込んでおりましたが、4件のみの申請となり、全体的に1,047万円の減となった次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

67ページの道路改良事業1,468万9,000円の減になります。道路新設改良舗装工事は主に過疎債と辺地債を活用して実施している事業であります。今年度は19路線実施しているわけですが、実施の際、年度の初めに起債計画を立てて、路線ごとの起債計画を立てて実施しております。それで各路線ごとの事業費の確定に伴う執行残の積み重ね等々になります。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

75ページの備品購入費、児童・生徒・教師用タブレット2,888万7,000円の減額でございますけれども、議員ご承知のとおり、今年度はGIGAスクール構想による1人1台タブレット端末の更新時期でございまして、入札の請差ということでございます。

減額の原因は、当初1,600台を見込んでいたんですけれども、児童生徒数の現状等々を鑑みて1,560台分を入札で行った結果、2,888万7,000円の減というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 8 番伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 今の件についてだけ再質問させてください。

児童生徒数の減による減額と解釈されるかと思うんですが、タブレットが故障したり不具合が起きたり紛失したりということが更新時期になかったのかどうか、それだけ確認させていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

今回更新に当たりまして、故障等々の要因も加味しまして、また補助対象の範囲ということで予備機も増大して見込んでおりますので、その辺は対応できると思います。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。7 番三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 48ページ、予防接種委託料の減の5,000万円についてお伺いします。

あと、これはページ数がありません。といいますのは、今野清人議員の質問の中に油の流出関係がございました。質問しましたね。その中で、予算がざっくり1億円、使った額が5,000万円、残が5,000万円だと私は認識したんですが、その5,000万円はどういう動きをするのか全然見えません。その2点お伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 保険健康課長。

○保険健康課長（武田明美君） 保険健康課長でございます。

48ページの予防接種委託料について、主な要因ということで説明させていただきます。

まず、22種類のワクチン接種を行っております。その主な要因といたしまして、新型コロナウイルス接種についてですが、令和6年3月31日で特例接種という無料接種できるものが終了となりまして、令和6年度につきましては国から補助ということで8,300円を頂いておりました。国の補助金がなくなるということを自治体で分かったのが令和7年9月の自治体説明会での説明でありました。そのため、今年度の当初予算作成時には国の補助が来るものと考えて1万3,000円で単価を計上しておりました。実際は単価が8,000円になったということで、何千人という計算をしておりますので、そこだけでも何千万円ということで減額になった次第でございます。

また、対象者の35%を見込んでおりましたが、現時点で実施された方が6%であったということで、こちらも大幅な減額ということが主な要因となっております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

ただいまの筋川の油漏れの予算の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、執行残が昨日のお話で5,922万6,000円ほどございます。ただ、1億円の予算というのは令和6年度も含めまして総額1億1,800万円の予算を組んでおりまして、令和6年度は2,000万円の予算に対して834万5,000円ほど執行しておりまして、令和6年度の残が1,241万4,000円ございます。それを差し引きますと令和7年度においては4,600万円ほど未執行ということになります。この4,600万円については、今後、何か油の量が増えてきたとかそういったものに対応するために、残として今のところ残っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 油流出の関係でお話をさせていただきますと、その4,000万円何がしが残っている、急を要した場合、それをその関係に充てるということなんですが、今の段階で、あくまでも推定ということになると思うんですが、想定される案件がございましたらお話しいただけないでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田所長でございます。

今回残した一番の要因は、まず一つは、田んぼにコルゲート管を挿して、あそこは油が今もたまっている状態であります。それを吸引しなければならない事態ということも考えられます。というのは、例えば雪、雨でコルゲート管がいっぱいになってあふれてくるとか、そういった不測の事態に備えてといいますか、吸引するのにかなりのお金が、一回に吸引してしまうとかなりのお金がかかりますので、そういったことも考えて、予算を落とさずに残しておいたほうがいいという考えでこれまで来ております。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 24ページ、お願いします。

24ページが一番下なんですけれども、通学定期券購入補助金が800万円の減ということで、当初予定していた額に満たなかったということだと思ってしまうんですけれども、どのぐらいを予定して、どのぐらい実施されたのか、1点目。

2点目、28ページの下の方ですが、ひと・しごと推進課の中の委託料の減額枠は、入札か何かして残ったのかどうなのか、その内訳。

3点目、36ページの上の方になります。単位老人クラブの補助金が減額になっております

が、老人クラブの予定に対してどのぐらい執行されたのか。3点お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

通学定期の予算につきましては1,500万円取っておりましたが、年度途中の1月末の集計で予算に達しないということで、今回減額をさせていただいております。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

28ページにあります委託料の件についてお答えをいたします。

この事業の中で民間の事業所に委託する形で協力隊の活動事業を3本行っておりました。その中で2本につきましては契約の請差ということで減額をさせていただいております。

もう一つは、巻組をお願いをして、サテライトオフィスの運営の中で協力隊の活動する事業、1人活動していただく事業を見込んでおりました。これが最終年度を今年度迎える予定だったんですけれども、対応に当たっていただいていた職員が病休という形で実はお休みに入ってしまうことが年度の切り替わり目にございました。その事業を埋めていただくべく、新しい隊員の募集、あるいは社員での対応、そういったところを調整してまいりましたが、年を越す前に新しい隊員の配置は難しいということで、今回は事業の執行を見送りという形で減額をさせていただいている分が500万円ほどございます。以上になります。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

私から、36ページ、老人クラブの事業についてご説明をさせていただきます。

単位老人クラブの補助金、減額補正ということでございますが、老人クラブにつきましては補助金の内訳としまして1団体当たり4万5,000円、会員数ということで1人当たり、1会員当たり270円ということで積算をさせていただいております。

その中で、交付団体につきましては27団体に交付をさせていただいております。実績の残額ということで減額補正をさせていただいております。当初予算で33団体を見込んでおったんですけれども、実績としまして27団体ということで交付させていただいた差額になります。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 先ほどのひと・しごと課長への再質問といいますか、結局、巻組の3年間の関係で、実質どのような活動を3年間されて、できなかった部分はこういったことなのか、

これが1点。

あと、ページを変えまして61ページの関係で、中小企業の融資の関係、資金保証料の補給ということで380万円ほど増えております。なかなか中小企業も厳しいということで、この制度を使っていることで増えたのか。

それと、その下の商店街活性化検討委員会の謝礼が減額になっております、この関係。

最後、3点目、次の62ページ、商店街の空き店舗の事業ということで、予算は毎年取っているんですが、なかなか活用していただけないということで、この辺の状況について、3点お願いします。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。

巻組をお願いをしておりました地域おこし協力隊の活動、これは宮崎地区にありますCreative Hub（クリエイティブ・ハブ）を活動拠点にして地域の活性化活動を行っていただいております。

一番大きいところは、一緒に減額をさせていただいておりますが、地方創生のインターンシップ事業、町内の企業に、課題を解決してほしい、大学生と一緒にですね、どんな課題を解決してほしいのか、そういったところの募集をかけまして、町内の企業が抱える課題を1か月近くかけて、全国から大学生に集まっていただいてそれを解決するというようなプログラムを中心にやっていただいております。

そちらに関しましては、令和5年度、令和6年度は単年度ごとの事業が全部終了しておりますので、実施をさせていただいて、地域の方にも大変好評をいただいております事業であったんですけども、今回引き続きすることができないというところもございます、これは地域からも要望が多くて、ぜひやってほしいという意見もございますので、令和8年度においても、事業者は替える可能性はありますけれども、引き続きこういった事業に関してはぜひ取り組んでいきまして、地域の活性化に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君）　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君）　商工観光課長でございます。

私からは、61ページ、中小企業振興資金保証料補給金について説明させていただきます。

今回381万4,000円増額させていただきましたが、年度当初の予算額300万円からスタートしております。この保証料に関しましては9月と3月の年2回の支払いという形でございまして、9月支払いで保証料に関しましては281万7,651円支払っております。今後、下半期としまして

融資がかなり増えまして、保証料の見込額が399万9,629円ということで、必要額が今後381万4,000円ほど見込まれるということでの増額という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、中新田地区商店街活性化支援事業の商店街活性化検討委員会の謝礼のマイナス12万3,000円でございますが、今年度に入りまして3回ほど事業をさせていただきました。その中で、当初予算16万8,000円から執行見込額が4万5,000円ですので、残額12万3,000円の減額という形になっております。

最後に、62ページの商店街空き店舗活用事業の補助金マイナス100万円についてのご質問でございますが、当初予算で50万円掛ける2件分ということで100万円お認めいただいた内容でございますが、4月に入ってから物価高騰でしたり当制度の改正などで、1件50万円ではという検討に入らせていただくという内容の事業でございました。それで、今年度は事業を一旦見送りさせてもらいまして、令和8年度に仕切り直しという形を取られていただいて、令和7年度はまるっきり100万円の減額という内容でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。1番田中草太君。

○1番（田中草太君） 43ページ、児童措置費のマイナス4,500万円というところについて、保育園に入ったお子さんの数に応じて事業者にお支払いするというものなのかなと思うんですが、この差異が発生している要因を計算式を含めて教えていただけたらというのが1点目。

もう一つは、ページにかかわらずなんですけれども、未執行の減額している項目を見ていくと、報酬、職員手当及び旅費というところでかなり多くの項目にわたって、職員が恐らく辞めてしまったりとか採用できなかったというところでマイナスになっているという部分がかかなり多いのと、具体的な数字は、ごめんなさい、計算し切れてないんですが、考えております。それに対して、逆に別のところで、例えばですけれども、派遣の方をお願いするとか、採用費をかけるとかというところの増額している項目があまり見られなかったのも、その点どうなっているかなというところを教えていただけたらと思います。以上です。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

43ページの事業、901の施設型給付費・地域型保育給付事業の減額についてご説明させていただきます。

こちらは認定こども園等への施設給付、地域型保育給付の事業でございますが、公定価格の

改定等による精算を実施しましたところ、決算の見込額を算出しました。これに伴いまして不用額を減額補正するものでございます。前年度同等の公定価格の上昇を想定しておったんですが、実際前年度よりも低かったということでの差額が発生しての減額補正でございます。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

人件費に関するご質問がございました。

人件費に関しましては、正職員、会計年度職員ということで今回補正等をさせていただいておりますが、大きなところで減額になっているという状況につきましては、職員が途中でお辞めになっているというようなことの予算の整理が大きいところでございまして、増額になっている部分としましては、除雪とかそういった道路の維持管理上必要な経費とかということで増額になっている部分がありますけれども、それにしても全体ではマイナスになっているというような状況でございます。

あと、各項目については、人事異動なんかで職員が動いたことによりまして、この時期は一番最後の時期なので予算の整理ということで減額になっているということもございますので、そちらのほうをご理解いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 1 番田中草太君。

○1 番（田中草太君） 年度末に向けて減額でというのはよく分かるんですけども、次年度に向けて、あと2月、3月というところであると思うので、その中で採用費とかという部分を上乗せしているものは項目としてありますか、現時点で、補正の中に。採用の費用、例えば広告を出すとかスカウトをお願いするとかそういった部分で。減っている人がいるのはすごく理解できているので、人をちゃんと補う措置が補正の中でされているのだろうかというところ、確認です。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 減額になったところには会計年度任用職員を配置したりとかそういうフォローアップをさせていただいて、正職員より費用等は減額になるということになると思います。

それで、来年の職員に向けての取組としましては、当初予算、これから予算審査がございしますので、そちらで答えることになるかと思いますが、職員の採用に向けての取組なんかも新年度予算に計上させていただいておりますので、その際に改めて説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号令和7年度加美町一般会計補正予算（第12号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号令和7年度加美町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後3時50分まで。

午後3時36分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第15 議案第17号 令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第15、議案第17号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第17号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ3,651万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億6,036万3,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金で子ども・子育て支援事業費補助金1,471万8,000円減、繰入金で一般会計繰入金2,046万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費で情報システム改修委託料1,471万8,000円減、保健事業費で特定健康診査等委託料450万円減などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決
を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第16、議案第18号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第18号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,548万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億6,931万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料で普通徴収保険料現年度分2,928万7,000円増などであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金2,565万5,000円増などあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和7年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号 令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第17、議案第19号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第19号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ570万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ33億5,409万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、保険料で第1号被保険者徴収保険料2,000万円増、国庫支出金で介護給付費負担金2,487万4,000円増、普通調整交付金2,181万8,000円減、支払基金交付金で介護給付費交付金2,835万5,000円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費で居宅介護サービス等給付費1億円増、施設介護サービス給付費1億300万円減などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号令和7年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第18、議案第20号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第20号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ734万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入で介護予防ケアマネジメント費収入70万円減であります。

歳出については、サービス事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料70万円減であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号令和7年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号令和7年度加美町介護サ

ービス事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第２１号 令和７年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第19、議案第21号令和７年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第21号令和７年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、営業費用において400万円、営業外費用において220万円をそれぞれ増額し、予備費で同額を減額する組替え補正を行うものであります。

支出につきましては、処理場費で535万円、支払利息及び企業債取扱諸費で220万円をそれぞれ増額し、浄化槽管理費で135万円を減額するものであります。

資本的支出において、処理場建設費で242万円、浄化槽建設費で1,104万円をそれぞれ減額し、支出総額を６億2,344万円とするものであります。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を111万5,000円減額し２億9,549万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号令和７年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号令和７年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第20、議案第22号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第22号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出内において予算の組替えを行う補正予算であります。予定額に対する不足額及び不用額の精査を行い、原水及び浄水費で414万円の増額、配水及び給水費で310万円の減額、減価償却費で104万円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第21、議案第23号令和8年度加美町一般会計予算、日程第22、議案第24号令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第25号令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第26号令和8年度加美町介護保険特別会計予算、日程第25、議案第27号令和8年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第26、議案第28号令和8年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第27、議案第29号令和8年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第28、議案第30号令和8年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第29、議案第31号令和8年度加美町下水道事業会計予算、日程第30、議案第32号令和8年度加美町水道事業会計予算、以上10件は、いずれも令和8年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第23号から日程第30、議案第32号までを一括議題といたします。

-
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和 8 年度加美町一般会計予算
日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和 8 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 8 年度加美町介護保険特別会計予算
日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 8 年度加美町霊園事業特別会計予算
日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 8 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 8 年度加美町下水道事業会計予算
日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 8 年度加美町水道事業会計予算

○議長（味上庄一郎君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 令和 8 年度各種会計予算の総額等について説明を申し上げさせていただきます。

議案第23号令和 8 年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ148億5,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものでございます。

議案第24号令和 8 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億4,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものでございます。

議案第25号令和 8 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ 4 億1,300万円と定めるものであります。

議案第26号令和 8 年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ32億8,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第27号令和 8 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ610万円と定めるものであります。

議案第28号令和 8 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定

めるものであります。

議案第29号令和8年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ380万円と定めるものであります。

議案第30号、令和8年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ250万円と定めるものであります。

議案第31号令和8年度加美町下水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ10億1,300万円とし、資本的収入及び支出については収入2億9,767万7,000円、支出6億1,550万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,782万3,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当該年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、債務負担行為、企業債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第32号令和8年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ5億3,070万円とし、資本的収入及び支出については収入312万7,000円、支出2億2,905万5,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,592万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金、建設改良積立金、当該年度消費税資本的収支調整額で補填するものとし、債務負担行為について定めるものであります。

なお、各会計の詳細についてはそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 続いて、担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

予算書の1ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第23号

令和8年度加美町一般会計予算

令和8年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

○議長（味上庄一郎君） 保険健康課長。

○保険健康課長（武田明美君） 保険健康課長でございます。

予算書の325ページをお開きください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第24号

令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億4,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの

経費の各項の間の流用。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

続きまして、予算書357ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第25号

令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長です。

予算書369ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第26号

令和8年度加美町介護保険特別会計予算

令和8年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用する

ことができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

予算書の411ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第27号

令和8年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和8年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ610万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長です。

予算書419ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第28号

令和8年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

令和8年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

予算書の427ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第29号

令和8年度加美町霊園事業特別会計予算

令和8年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ380万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

予算書433ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第30号

令和8年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和8年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（塩田雅史君） 上下水道課長でございます。

予算書441ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第31号

令和8年度加美町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度加美町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 水洗化戸数 | 6,180戸 |
| (2) 年間処理水量 | 193万5,000立方メートル |
| (3) 主な建設改良事業 | |
| ア 管渠建設事業 | 400万円 |
| イ 処理場施設建設事業 | 2,400万円 |
| ウ 浄化槽建設事業 | 2,860万円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|-------------|------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 10億1,300万円 |
|-------------|------------|

次のページをお開き願います。

支 出

- | | |
|-------------|------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 10億1,300万円 |
|-------------|------------|

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,782万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,319万円、当年度分損益勘定留保資金2億5,463万3,000円で補填するものとする。)

収 入

- | | |
|-----------|----------------|
| 第1款 資本的収入 | 2億9,767万7,000円 |
|-----------|----------------|

支 出

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 6億1,550万円 |
|-----------|-----------|

次のページをお開き願います。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法及び償還の方法は、次のとおりと定める。

次のページをお開き願います。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,640万5,000円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億7,628万4,000円である。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

続きまして、477ページをお開き願います。

議案第32号

令和8年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 8,702戸

(2) 給 水 量 204万立方メートル

(3) 一日平均給水量 5,589立方メートル

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益 5億3,070万円

支 出

第1款 水道事業費用 5億3,070万円

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,592万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億9,038万3,000円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額1,554万5,000円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 312万7,000円

支 出

第1款 資本的支出 2億2,905万5,000円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 749万6,000円

2 交 際 費 5万円

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、債務負担行為による。

令和8年2月20日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長(味上庄一郎君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第32号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和8年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することとしたいと思います。これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和８年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたします。

お諮りいたします。本議会は令和８年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和８年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。加美町議会委員会条例第９条の規定によりまして、令和８年度予算審査特別委員会を本日午後４時４０分より本議場に招集いたします。ご参集のほどよろしくお願いいたします。

午後４時３０分 散会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年２月２５日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 伊 藤 淳

署 名 議 員 米 木 正 二